

報告事項 松本市立地適正化計画の見直しについて

都市計画審議会資料
7. 7. 16
建設部 都市計画課

(報告事項)

松本市立地適正化計画の見直しについて

1 趣旨

居住機能や都市機能の誘導によりコンパクトなまちづくりを推進するため、平成29年3月に策定（平成31年3月に一部改定）した「立地適正化計画」を、策定からおおむね5年が経過したこと等により見直しを行うものです。

2 主な経過

- | | | |
|------|---|--------------------------------------|
| H31. | 3 | 松本市立地適正化計画の一部改定（居住誘導区域等の追加） |
| R元. | | 松本市災害危険度判定調査の実施 |
| 2. | 9 | 都市再生特別措置法の改正により立地適正化計画に定める事項に防災指針を追加 |
| 3. | 6 | 松本市ハザードマップを公表（1000年に1度起る大雨） |
| 4. | 5 | 第7回区域区分の定期見直し |
| | 8 | 松本市防災都市づくり計画の策定 |
| 6. | 4 | 松本市ハザードマップの更新（中小河川の浸水想定区域反映） |
| 12 | | 松本市都市計画審議会へ計画見直しを報告 |
| 7. | 2 | 第1回松本市都市計画策定市民会議を開催 |

3 見直しの内容

(1) 誘導区域

資料1

市街化区域に編入した上村井地区、東方地区、和田西原地区を居住誘導区域に追加します。また、都市計画変更のあった部分を修正します。

(2) 誘導施設

資料2

都市機能誘導区域に誘導すべき施設について、法令・関連計画の更新等により内容を修正します。

(3) 防災指針

資料3

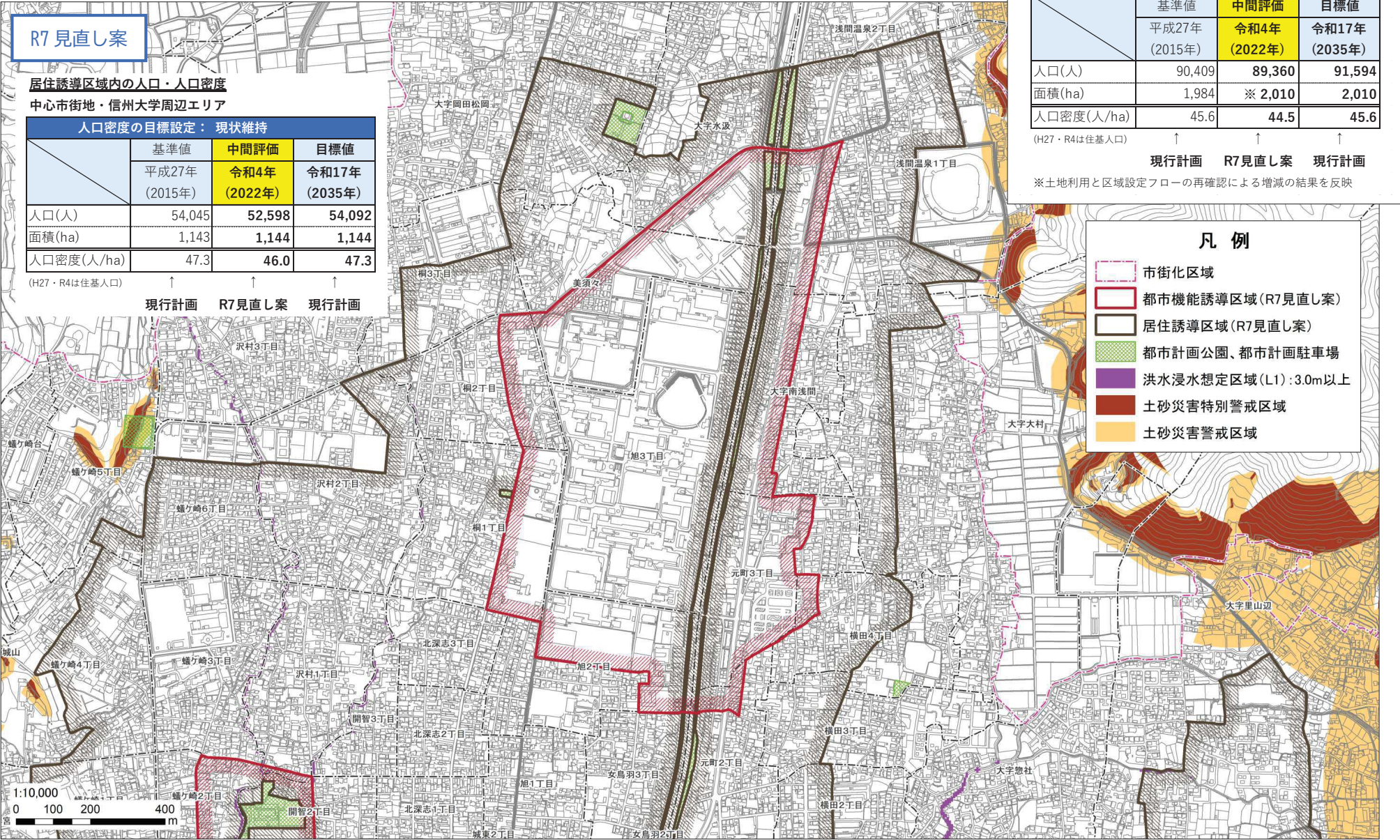
居住誘導区域における災害リスクを回避・低減するため、必要な防災・減災対策と具体的な取組みをまとめ、防災指針として新たに追加します。

4 今後の予定

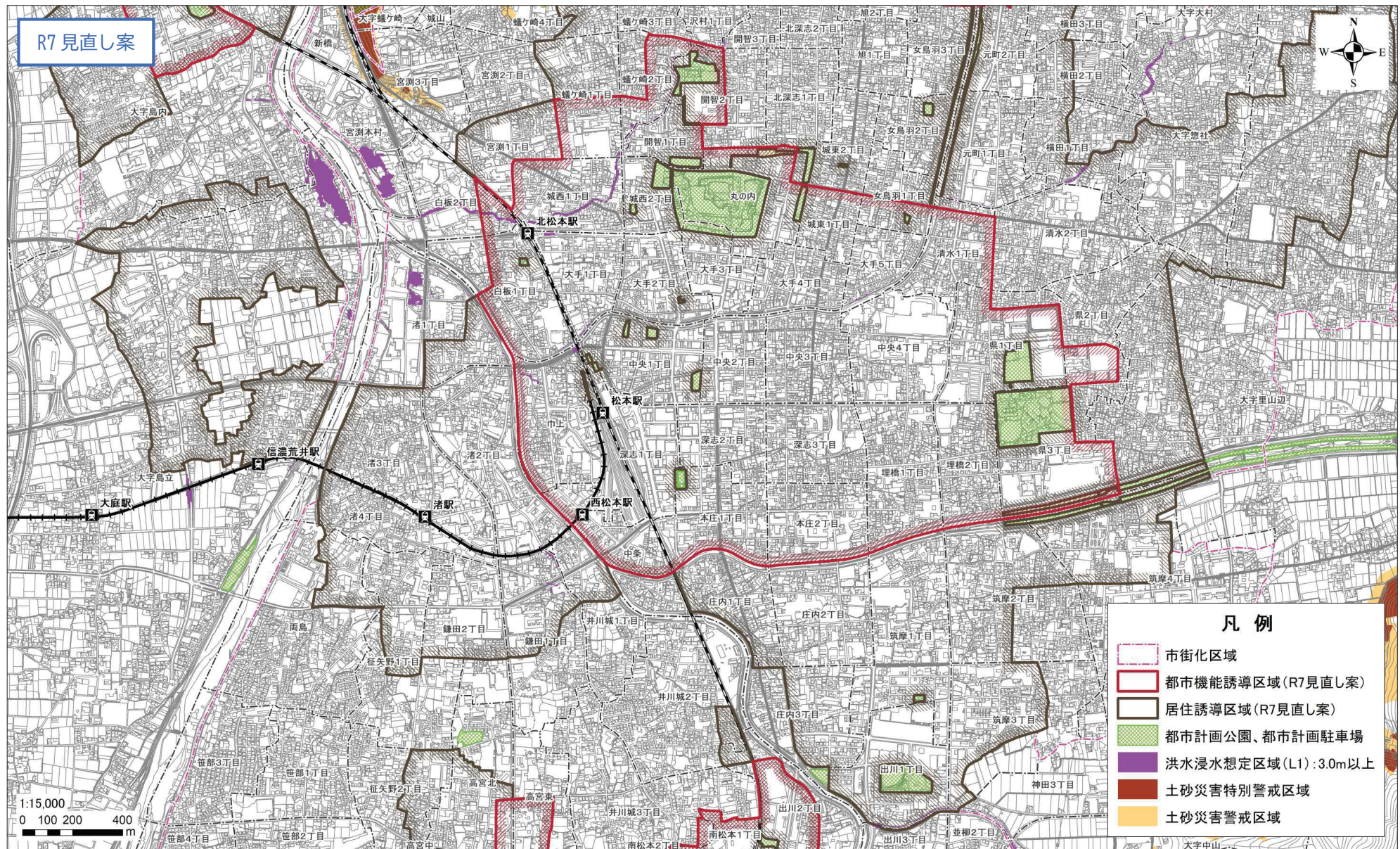
- (1) 松本市都市計画策定市民会議を開催し、意見を計画に反映していきます。
- (2) 10月に計画案を提示し、都市計画審議会へ意見聴取します。
- (3) パブリックコメント等を実施し、令和8年3月に計画を策定する予定です。

1 居住誘導区域・都市機能誘導区域（中心市街地・信州大学周辺エリア）

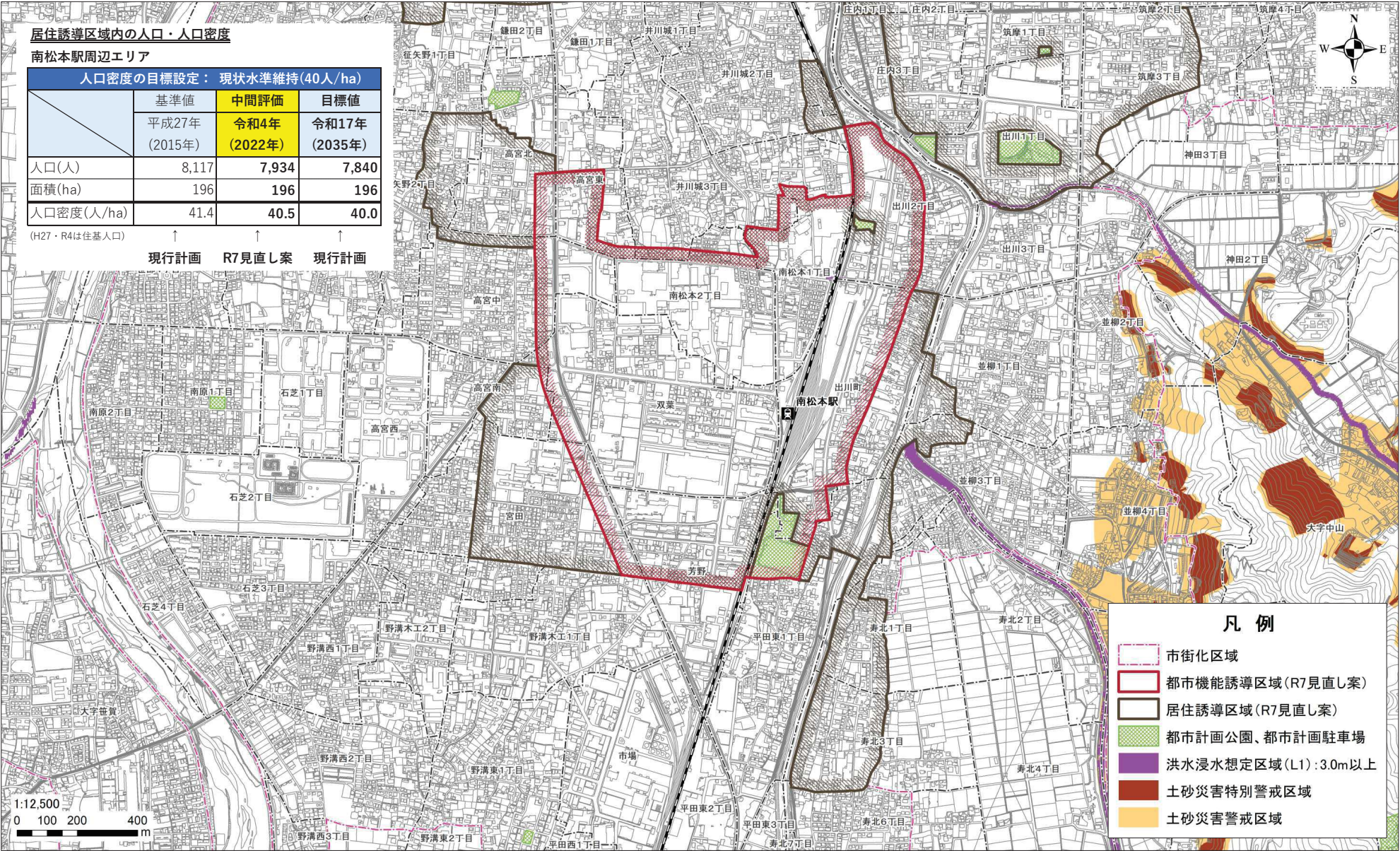
1-1 信州大学周辺エリア



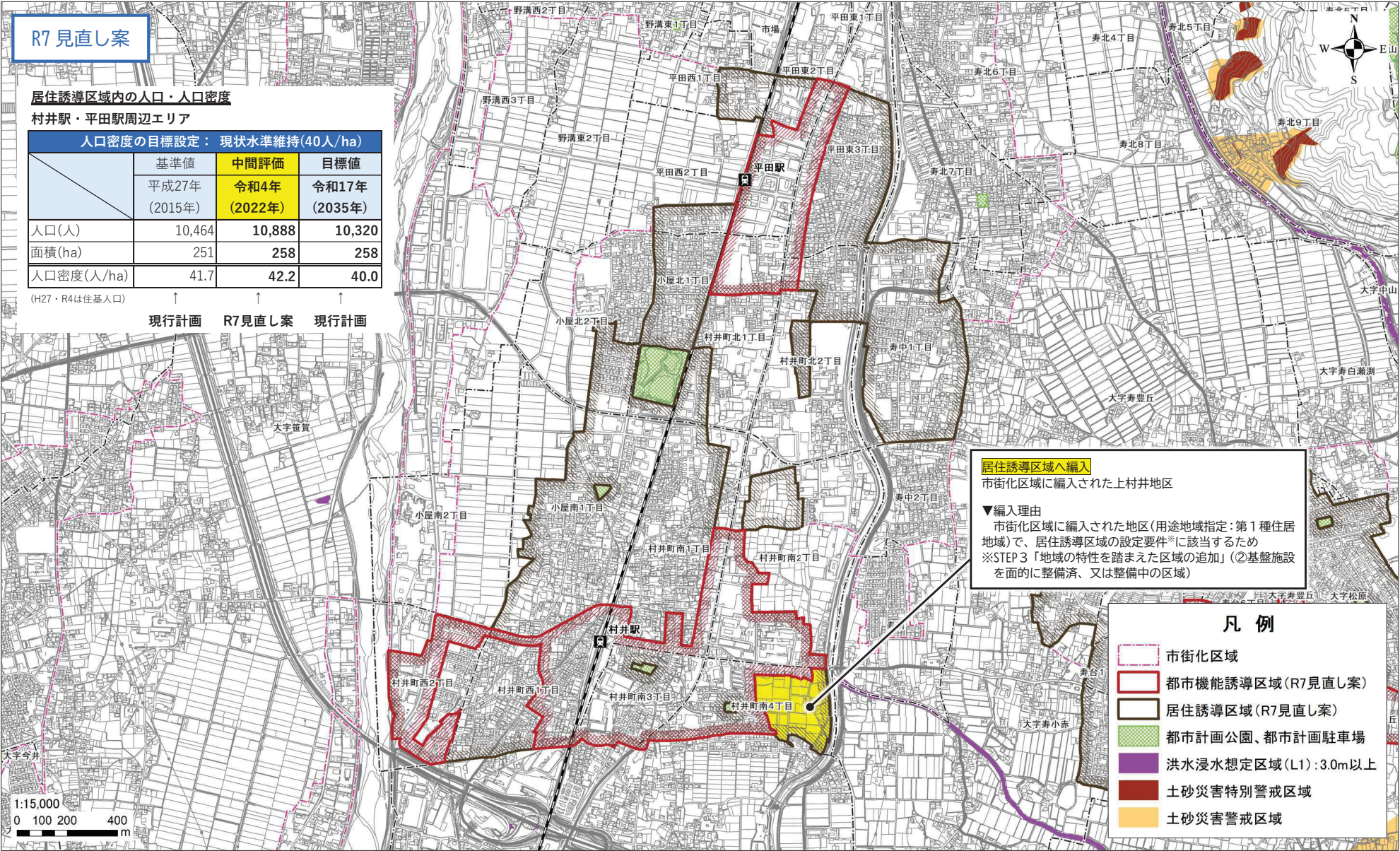
1-2 中心市街地エリア



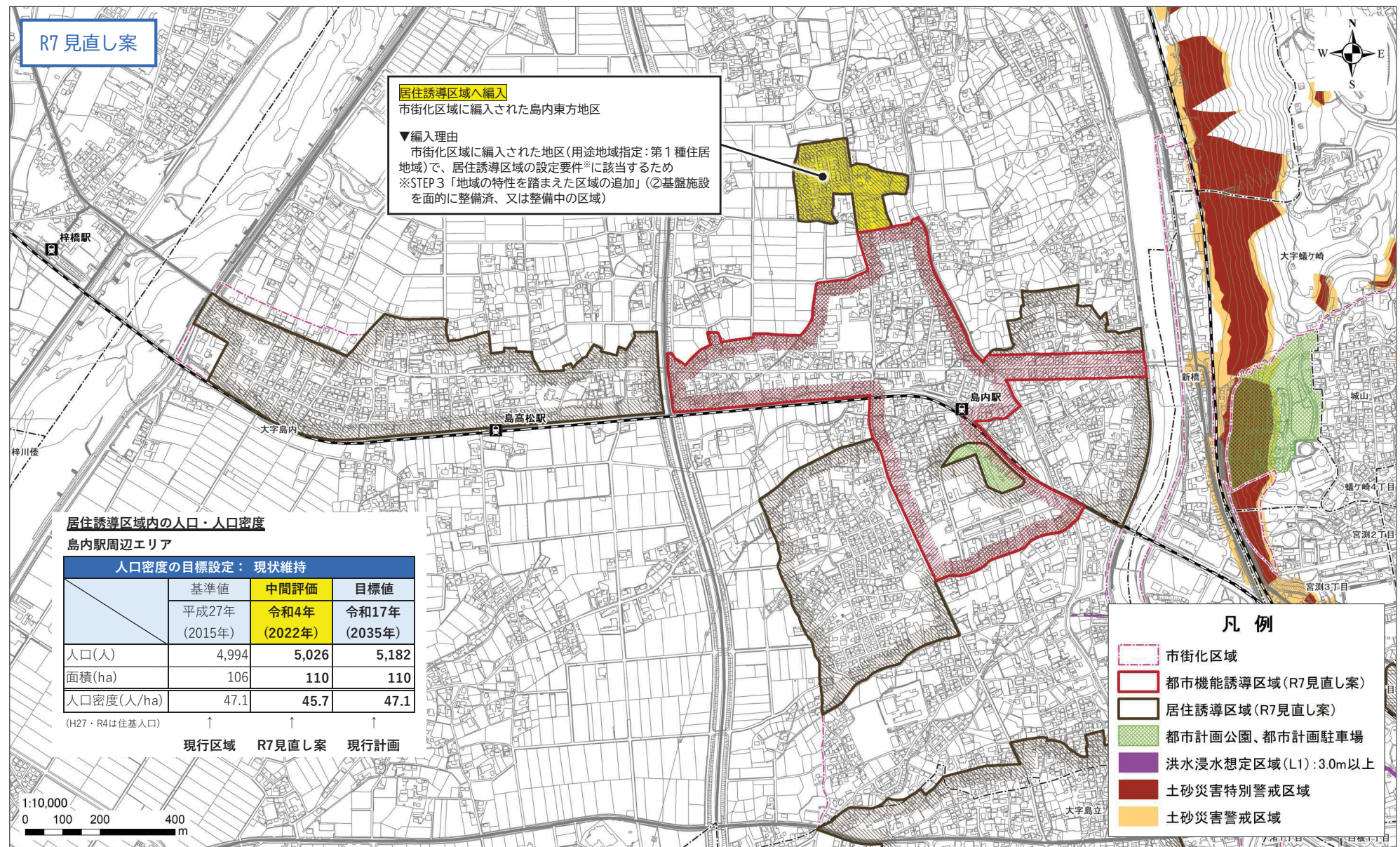
2 居住誘導区域・都市機能誘導区域（南松本駅周辺エリア）



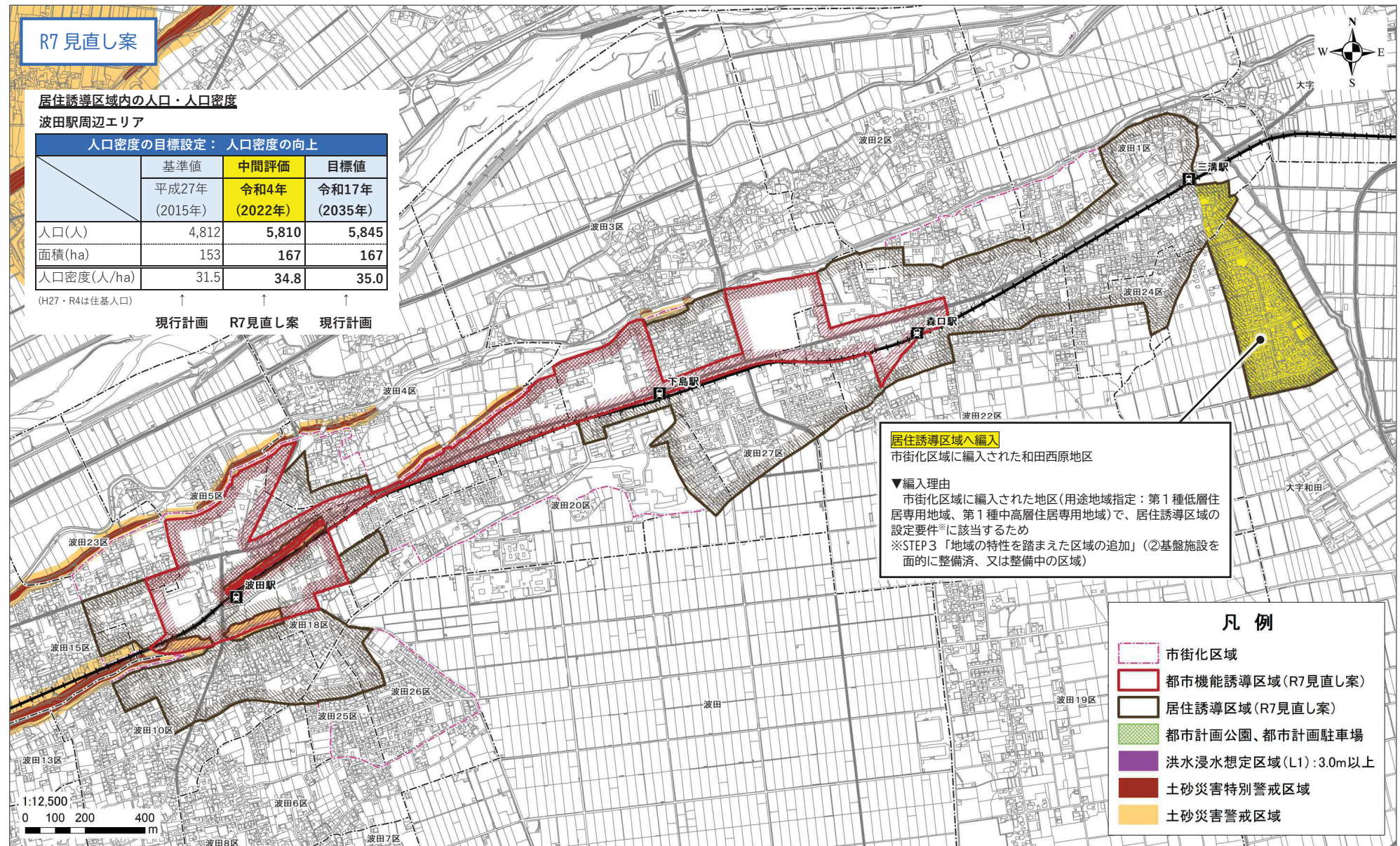
3 居住誘導区域・都市機能誘導区域（村井駅・平田駅周辺エリア）



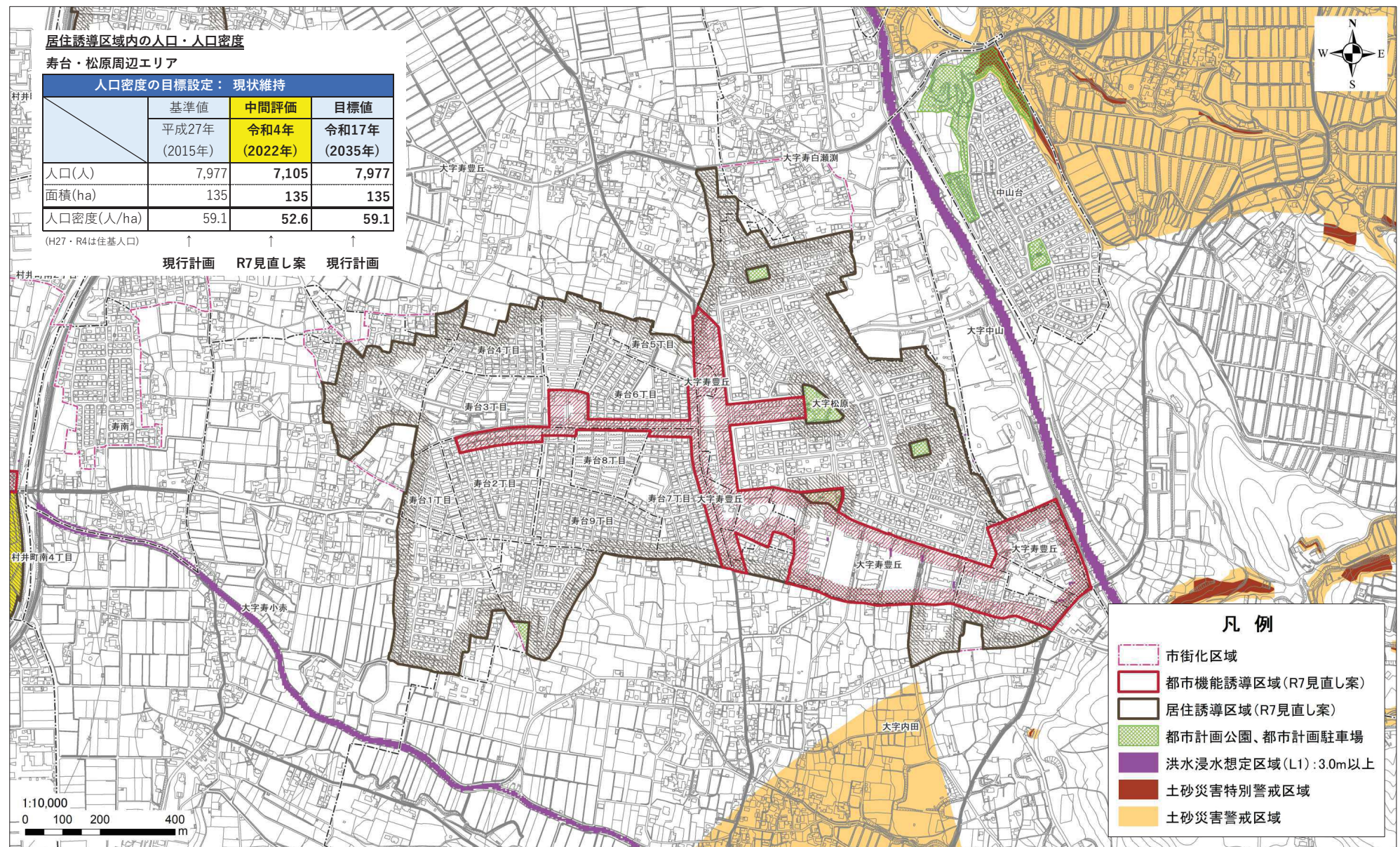
4 居住誘導区域・都市機能誘導区域（島内駅周辺エリア）



5 居住誘導区域・都市機能誘導区域（波田駅周辺エリア）



6 居住誘導区域・都市機能誘導区域（寿台・松原周辺エリア）



■誘導すべき主な施設と運用の考え方

機能	施設区分	誘導施設	運用の考え方	誘導区域
行政	主要な行政施設	業務の内容や利用者の視点から誘導区域内に立地することが望ましい、国・県・市の主要な行政施設	地域づくりセンター（支所・出張所、公民館、福祉ひろば）は、誘導施設としない。	中心市街地 南松本駅周辺
商業	大規模集客施設	劇場・映画館・演芸場・店舗・飲食店・展示場等の用途に供する建築物（その用途の床面積の合計10,000m ² 超）（建築基準法別表第2(カ)項）	既存施設を維持し、郊外への無秩序な立地を抑制する観点から、誘導施設とする。地域に根差した商店街や個店は誘導施設とせず、支援施策等により維持・充実を図る。	中心市街地 南松本駅周辺
	大規模小売店舗	生鮮食料品を取扱う店舗（共同店舗、複合施設等を含む。）（店舗面積1,000m ² 超）（大規模小売店舗立地法第2条第2項）		全ての区域
医療	二次・三次医療機関	一般的な入院医療（二次医療）や高度・専門的な医療（三次医療）を提供する医療機関	既存施設を維持し、郊外への無秩序な立地を抑制する観点から、誘導施設とする。身近な医療機関（かかりつけ医）は、地域に密着した継続的かつ包括的な医療の基本と位置付けていることから誘導施設としない（信州保健医療総合計画）。	中心市街地 村井駅周辺 波田駅周辺 信州大学周辺
福祉	高齢者福祉施設（介護保険事業計画施設等を除く。）	介護保険事業計画外の有料老人ホーム（住宅型）サービス付き高齢者向け住宅	高齢者福祉施設（介護保険事業計画施設等）は、できる限り住み慣れた地域での生活が継続できるように整備するため、誘導施設としない（松本市介護保険事業計画・高齢者福祉計画）。地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように支援する機関として配置するため、誘導施設としない。障がい者基幹相談支援センターは、「松本市障がい者計画」に基づき、市の拠点（なんぷくプラザ）を維持する。	全ての区域
	生きがいの仕組みをつくる施設	多世代交流施設など		全ての区域
	障がい者支援の拠点施設	障がい者基幹相談支援センター		南松本駅周辺
子育て	子育て支援施設	市域全体を対象とする、子育て相談や子育て支援等の拠点施設	保育園、幼稚園、認定こども園、こどもプラザ、児童館・児童センター、放課後児童クラブ等は、地域に根差して支援する方針であり、誘導施設としない（松本市子ども・子育て支援事業計画）。	全ての区域
	学生や子どもが集う施設	まちなか学習施設など		中心市街地
金融	日銀、その他金融機関の本店機能等	日本銀行松本支店、その他金融機関の本店や営業本部、都市銀行等の全国展開する金融機関の支店など（日本銀行法（日本銀行）、銀行法第2条（銀行）、信用金庫法第4条（信用金庫）、労働金庫法第6条（労働金庫）、農林中央金庫法（農林中央金庫）、株式会社商工組合中央金庫法（商工中金）、株式会社日本政策金融公庫法（日本政策金融公庫））	窓口機能の統廃合が行われる場合は、誘導区域内への立地を誘導する。県内に本店を置く金融機関の支店や郵便局は、誘導施設としない。工業団地に立地する企業等を主な顧客とし、都市中心拠点・地域拠点に立地が馴染まない支店は誘導対象としない。	中心市街地

機能	施設区分	誘導施設	運用の考え方	誘導区域
文化	基幹となる博物館、美術館等	市立博物館、市立美術館 (博物館法第2条第1項(登録博物館)、博物館法第29条(私立博物館))	松本まると博物館構想に基づき、市全域を活動範囲とし、各所に点在するその他の博物館は誘導施設としない。	中心市街地
	基幹となる図書館	市立中央図書館 (図書館法第2条第1項)	地域に整備された分館(分館網)は誘導施設としない。	中心市街地
	情報発信施設	観光や生活、まちづくりの情報発信拠点		中心市街地
	音楽ホール、文化ホール	まつもと市民芸術館、松本市音楽文化ホール、松本市波田文化センターアクトホール、キッセイ文化ホール(長野県松本文化会館)		中心市街地 島内駅周辺 波田駅周辺 信州大学周辺
教育研究	広域的に学生等が集まる学校	私立小中学校 高等学校 中等教育学校 特別支援学校 大学及び関係機関 (学校教育法第1条)	居住する区域によって学校の指定(通学区)を行う小学校や中学校は、誘導施設としない。	中心市街地 南松本駅周辺 村井駅周辺 波田駅周辺 信州大学周辺
		大学等の研究機関やまちなかキャンパス (学校教育法第1条)		中心市街地
コンベンション	コンベンション施設	会議施設(100名以上収容できる会議室を有する。)		中心市街地
事業	文化芸術と産業をつなぐ施設	文化芸術の創造性を生かし、地域や産業の活性化につなげる施設		中心市街地
	エネルギー高度利用施設	コージェネレーションシステム等を導入した施設(民生分野)		中心市街地 波田駅周辺
	本社機能	企画・マーケティング関連、クリエイティブ関連(TV、広告、雑誌、WEB等)、IT・ソフトウェア関連、研究・開発・設計関連、スタートアップ企業、ヘルスケア産業、クリエイティブ産業等	工業施設と一体となった本社機能は誘導対象としない。	中心市街地
備考		・施設の役割等に照らし、区域外に立地することが計画の支障にならないと判断した場合は、調整や勧告の対象としない。 ・建築物等の建築に当たっては、建築基準法を始めとする関係法令の制限等が適用されることから、都市機能誘導区域内において全ての誘導施設を建築できることを表すものではない。		

1 防災指針（素案）

1-1 防災指針の概要

(1) 防災指針とは

防災指針は、居住や都市機能の誘導を図るうえで必要となる、都市の防災に関する機能の確保を目的とした指針です。

居住誘導区域及び都市機能誘導区域に残存する災害リスクに対して、防災対策や安全確保策などの取組方針と、それに基づく具体的な施策を「防災指針」として定めます。

様々な災害のうち、洪水などによる浸水エリアは広範囲に及び、既に市街地が形成されている場合も多いため、これらの範囲を居住誘導区域からすべて除外することは現実的に困難であると考えられます。また、地震については、影響の範囲や程度を測地的に特定し、居住誘導区域から除外することには限界があります。

このため、居住誘導区域における災害リスクを可能な限り回避または低減するために、必要な防災・減災対策を計画的に実施していくことが求められます。

立地適正化計画においては、災害リスクを踏まえた課題を抽出し、都市の防災機能の確保に向けて防災指針を定めるとともに、その方針に基づく具体的な取組を設定します。

(2) 防災指針の位置づけ

本市の防災に関する上位・関連計画、並びに防災指針の位置づけを以下に示します。

防災指針は、主に都市計画区域内を対象とする「松本市防災都市づくり計画」と連携して運用する計画として位置づけます。

表 1-1 防災に関する上位・関連計画の位置づけ

計 画	根拠法	策定主体	対象区域	内 容
松本市地域 防災計画 (R6.3)	災害対策基本法	松本市防災 会議	市全域	○ 地震、風水害、火山災害などに対する、市・県・国・関係機関及び市民の対応方針を定める。 ○ 災害発生時の体制や行動指針を明確にし、実効性のある防災体制の構築を目的とする。
松本市国土 強靱化地域 計画(R4.3)	強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法	松本市	市全域	○ 市の災害リスクに対して事前に備えるべき目標を設定し、地域のレジリエンス(強靱性)を高めるための中長期的な施策を定める。 ○ インフラ整備、情報通信、医療・福祉など、複数分野にわたる強靱化施策を総合的に推進する。
松本市防災 都市づくり 計画(R4.8)	— H9 都市局長通知に基づく計画	松本市	市全域 (主に都市計画区域内)	○ 水害や震災などのハザード情報を踏まえ、災害に強い都市づくりを目指して、自助・共助・公助による取組を定める。
立地適正化 計画 (防災指針)	都市再生特別措置法	松本市	居住誘導区域 及び都市機能 誘導区域	○ 立地適正化計画で定める居住誘導区域及び都市機能誘導区域に残存する災害リスクに対して、防災対策や安全確保策などの取組方針と、それに基づく具体的な施策を「防災指針」として定める。

1-2 災害リスク分析

(1) 対象とする災害ハザード情報

災害リスク分析にあたっては、発生が予想される災害に関するハザード情報を網羅的に収集・整理することが重要です。

国土交通省が公表している「立地適正化計画作成の手引き（令和7年4月版）」及び「水害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン（令和3年5月）」に示されているハザード情報を参考に、本市における指定状況を下表のとおり整理しました。

表 1-2 災害ハザード情報一覧

災害 種別	災害ハザード情報		根拠法	指定状況			
				行政区域 (松本市)	市街化 区域	居住 誘導区域	都市機能 誘導区域
水害	多 段 階 の 浸 水 想定図	1/10 降雨規模 － 現況河道	—	—	—	—	—
		1/50 降雨規模 － 現況河道	—	—	—	—	—
	洪 水 浸 水 想 定 区域	計画規模降雨 (1/100)	水防法	指定あり	指定あり	指定あり	指定あり
		想定最大規模降雨 (1/1000)	水防法	指定あり	指定あり	指定あり	指定あり
	家屋倒壊等氾濫想定区域		水防法	指定あり	指定あり	指定あり	指定あり
	雨水出水(内水)浸水想定区域		水防法	—	—	—	—
	都市浸水想定		特定都市河 川浸水被害 対策法	—	—	—	—
土砂災害	土砂災害警戒区域		土砂災害防 止法	指定あり	指定あり	指定なし (除外)	一部 指定あり (原則除外)
	土砂災害特別警戒区域			指定あり	指定あり	指定なし (除外)	指定なし (除外)
	急傾斜地崩壊危険区域		急傾斜地法	指定あり	指定なし	指定なし	指定なし
	地すべり防止区域		地すべり等 防止法	指定あり	指定なし	指定なし	指定なし
震災	建物倒壊危険度 (災害危険度判定調査結果)		—	調査実施済 (主に市街化 区域)	調査実施済 (主に市街化 区域)	調査実施済 (主に市街化 区域)	調査実施済 (主に市街化 区域)
	延焼危険度 (災害危険度判定調査結果)		—				
その他	大規模盛土造成地		—	指定あり	指定あり	指定なし	指定なし

(2) 災害ハザード情報の整理

居住誘導区域または都市機能誘導区域内で指定されている災害ハザード情報について、災害の種類ごとに整理しました。

① 水害

ア 洪水浸水想定区域（L1：計画規模降雨）

洪水浸水想定区域（L1：計画規模降雨）は、100年に1度程度の頻度で発生する大雨を想定し、浸水のおそれのある区域及びその浸水深を示したものです。

居住誘導区域全体の人口のうち、洪水浸水想定区域内に居住する割合は、浸水深3.0m未満の区域が約51%となっています。

また、居住誘導区域の設定にあたっては、洪水浸水想定区域（L1：計画規模降雨）のうち、浸水深が3.0m以上となる区域を原則として除外しているため、居住誘導区域内において浸水深3.0m以上の区域内の居住者はいません。

				居住誘導区域全体
居住誘導区域内人口 [R4※]				89,360人
水害	洪水浸水想定区域 [L1:計画規模降雨]	浸水深3.0m未満	居住人口	45,388人
			割合	50.8%
		浸水深3.0m以上	居住人口	0人
			割合	0.0%

※R4.10住民基本台帳より算出

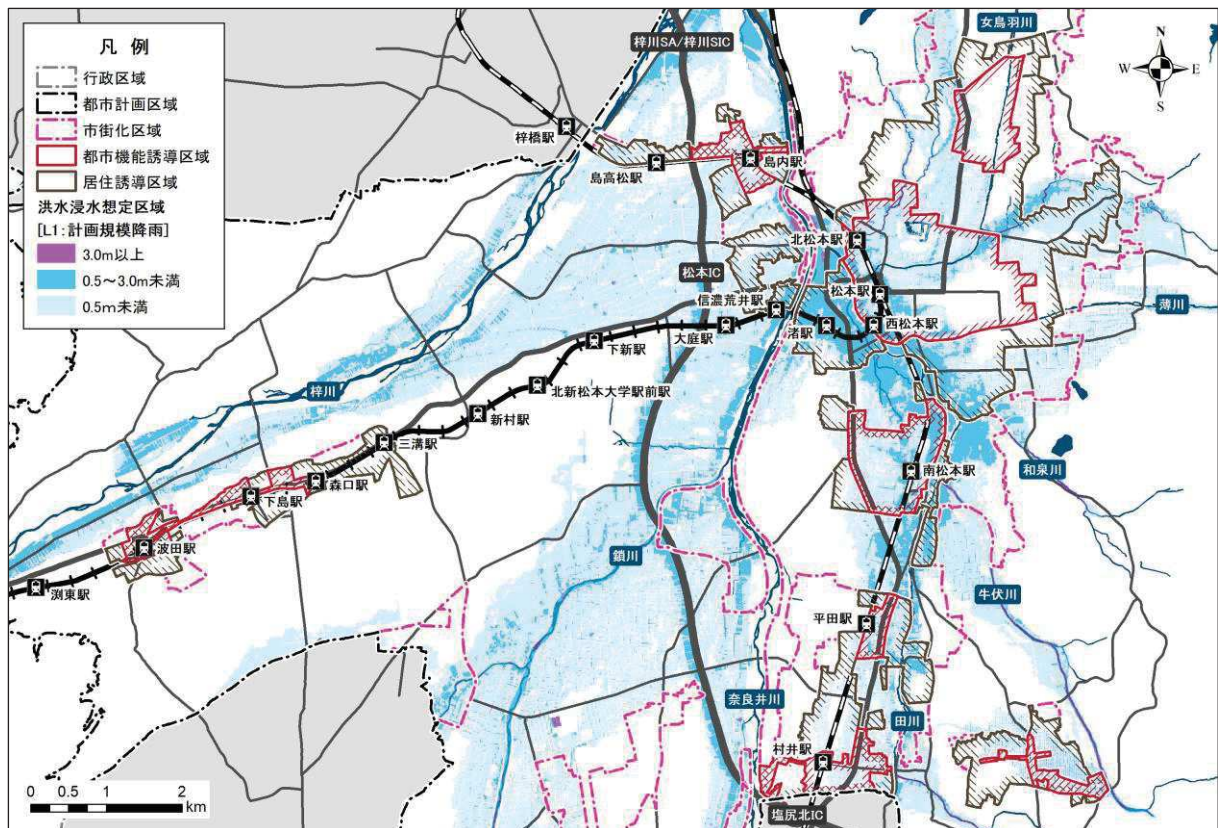


図 1-1 洪水浸水想定区域（L1：計画規模降雨）の指定状況

資料：松本市「松本市ハザードマップ(防災マップ)、令和6年4月更新」再編加工

イ 洪水浸水想定区域（L2：想定最大規模降雨）・家屋倒壊等氾濫想定区域

洪水浸水想定区域（L2：想定最大規模降雨）は、1000年に1度程度の頻度で発生する大雨を想定し、浸水のおそれのある区域及びその浸水深を示したものです。

居住誘導区域全体の人口のうち、洪水浸水想定区域内に居住する割合は、浸水深3.0m未満の区域が約83%、3.0m以上の区域が約2%となっています。

また、松本市ハザードマップ（防災マップ）で早期避難が必要な区域として位置づけられている「家屋倒壊等氾濫想定区域」は、河川の沿岸部に指定されています。

				居住誘導区域全体
居住誘導区域内人口 [R4]				89,360人
水害	洪水浸水想定区域 [L2:想定最大規模降雨]	浸水深3.0m未満	居住人口	73,954人
			割合	82.8%
		浸水深3.0m以上	居住人口	2,112人
			割合	2.4%

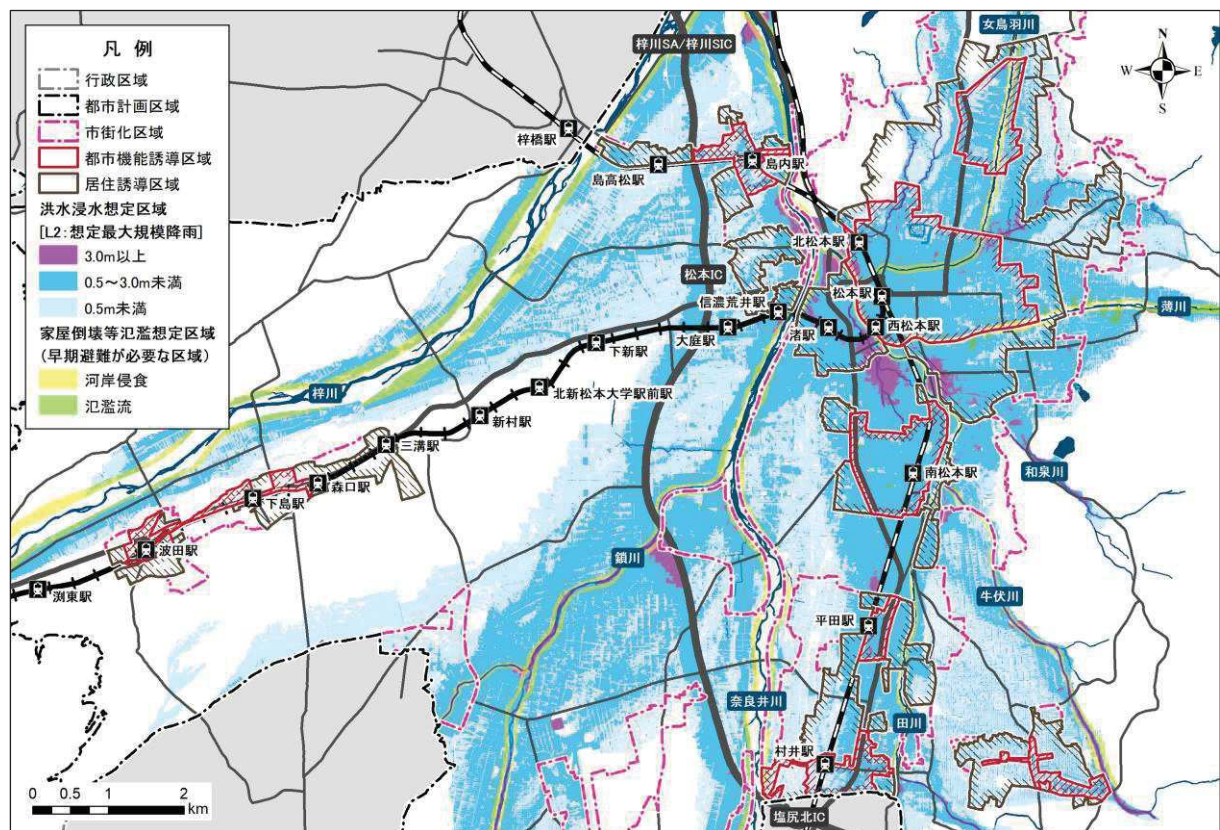


図 1-2 洪水浸水想定区域（L2：想定最大規模降雨）の指定状況

資料：松本市「松本市ハザードマップ(防災マップ)、令和6年4月更新」再編加工

ア 土砂災害警戒区域

居住誘導区域の設定にあたっては、土砂災害特別警戒区域を除外するとともに、土砂災害警戒区域についても原則として除外しているため、居住誘導区域内において土砂災害警戒区域内の居住者はいません。

資料：松本市「松本市ハザードマップ(防災マップ)、令和6年4月更新」再編加工

③ 震災

ア 建物倒壊危険度（災害危険度判定調査結果）

阪神・淡路大震災時の西宮市や熊本地震などの過去の地震では、老朽化した建築物（昭和 56 年以前に建築された木造建築物や昭和 46 年以前に建築された非木造建築物）は揺れに対し弱く、多くの建物が全壊しました。

建物倒壊危険度は、街区内の全ての建築物に占める老朽建築物の割合（老朽建築物棟数率）をもとに、街区ごとの「建物の壊れやすさ」を評価した指標です。

居住誘導区域全体における建物倒壊危険度の傾向をみると、危険性が高いとされる「ランク 4 以上」の街区が全体の約 16%を占めており、一定のリスクが存在していることがうかがえます。

		居住誘導区域全体	
居住誘導区域内人口 [R4]		89,360人	
震災	建物倒壊危険度 [ランク別の街区数の割合] ※面積の過半が誘導区域に該当する街区を対象として集計	ランク5	2.9%
		ランク4	12.7%
		ランク3	31.4%
		ランク2	24.8%
		ランク1	28.3%

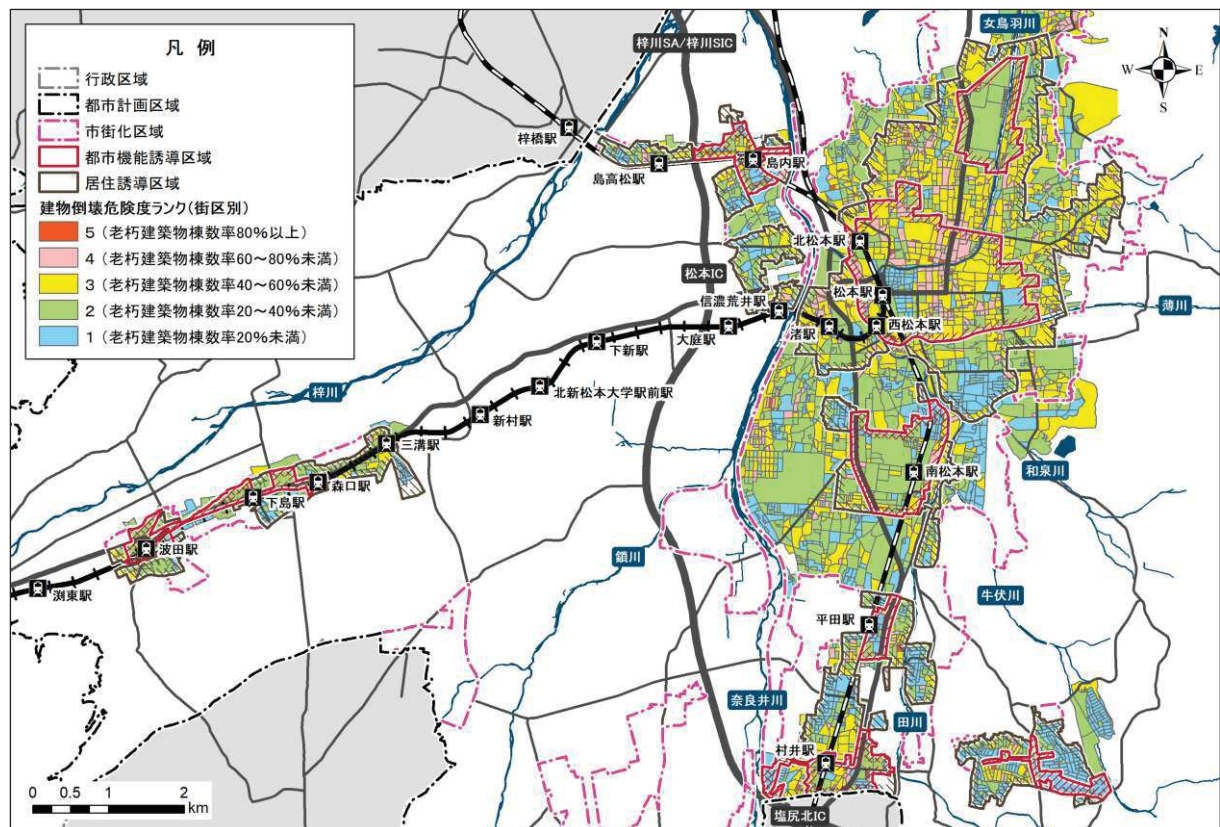


図 1-4 建物倒壊危険度（災害危険度判定調査結果）

資料：松本市「令和元年度災害危険度判定調査結果」再編加工

イ 延焼危険度（災害危険度判定調査結果）

耐火建築物が少なく、建物が密集していると、地震によって発生した火災は燃え広がりやすくなります。

延焼危険度は、街区に占める空地や耐火建築物の面積割合（不燃領域率）及び木造建築物の建築面積割合（木防建べい率）をもとに、街区ごとの「火災の燃え広がりやすさ」を評価した指標です。

居住誘導区域全体における延焼危険度の傾向をみると、危険性が高いとされる「ランク4以上」の街区が全体の約12%を占めており、一定のリスクが存在していることがうかがえます。

		居住誘導区域全体	
居住誘導区域内人口 [R4]		89,360人	
震災	延焼危険度 [ランク別の街区数の割合] ※面積の過半が誘導区域に該当する街区を対象として集計	ランク5	2.0%
		ランク4	10.4%
		ランク3	26.9%
		ランク2	41.4%
		ランク1	19.2%

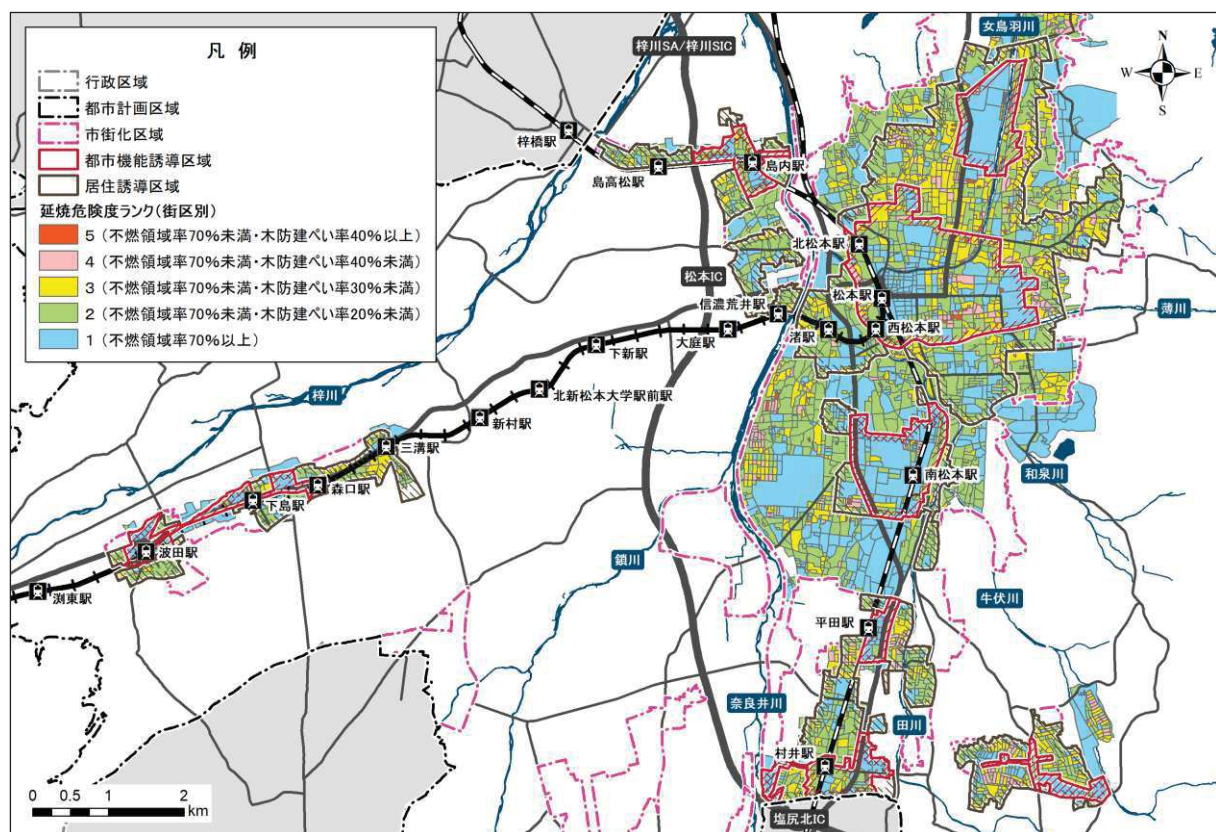


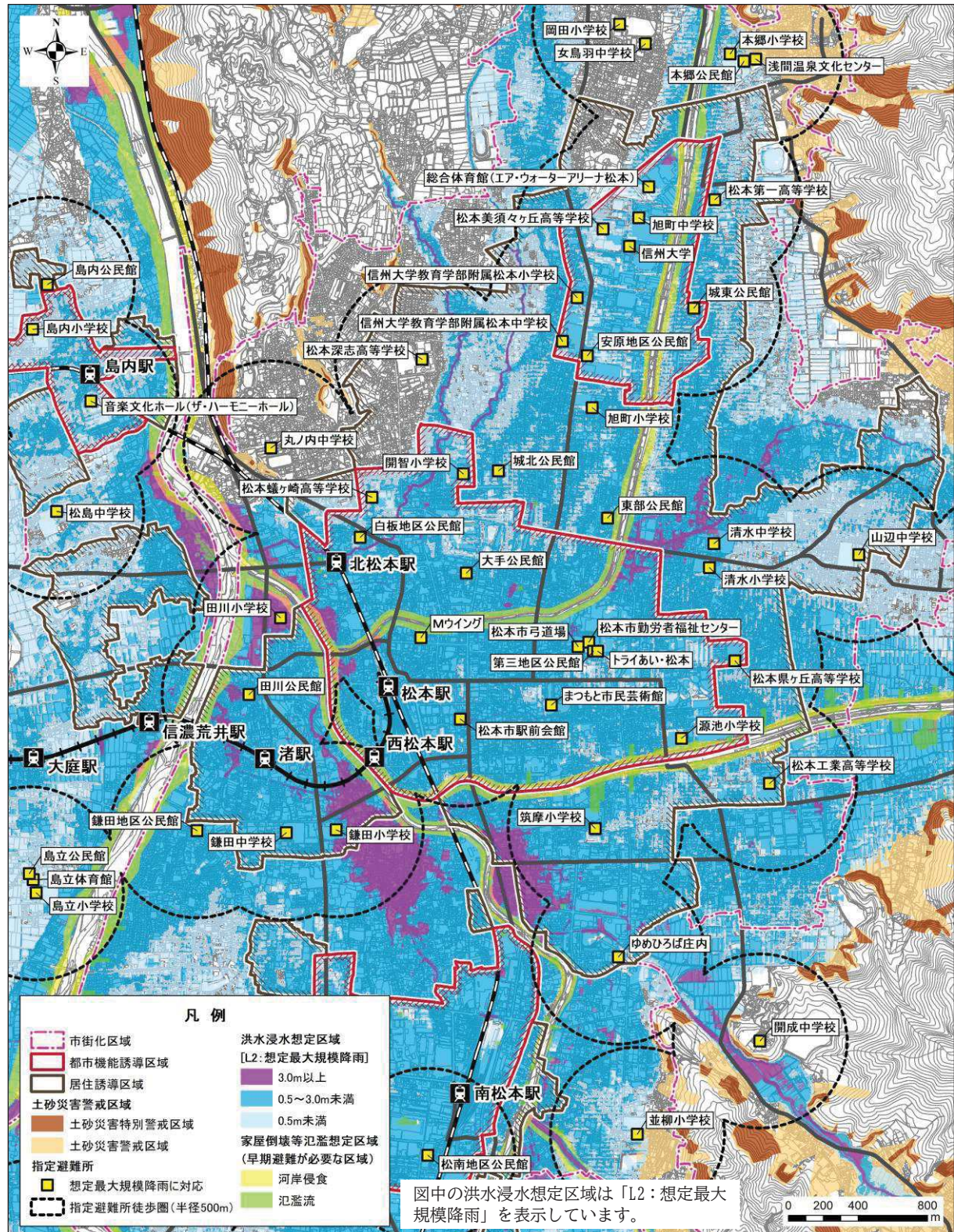
図 1-5 延焼危険度（災害危険度判定調査結果）

資料：松本市「令和元年度災害危険度判定調査結果」再編加工

1-3 防災上の課題と取組方針

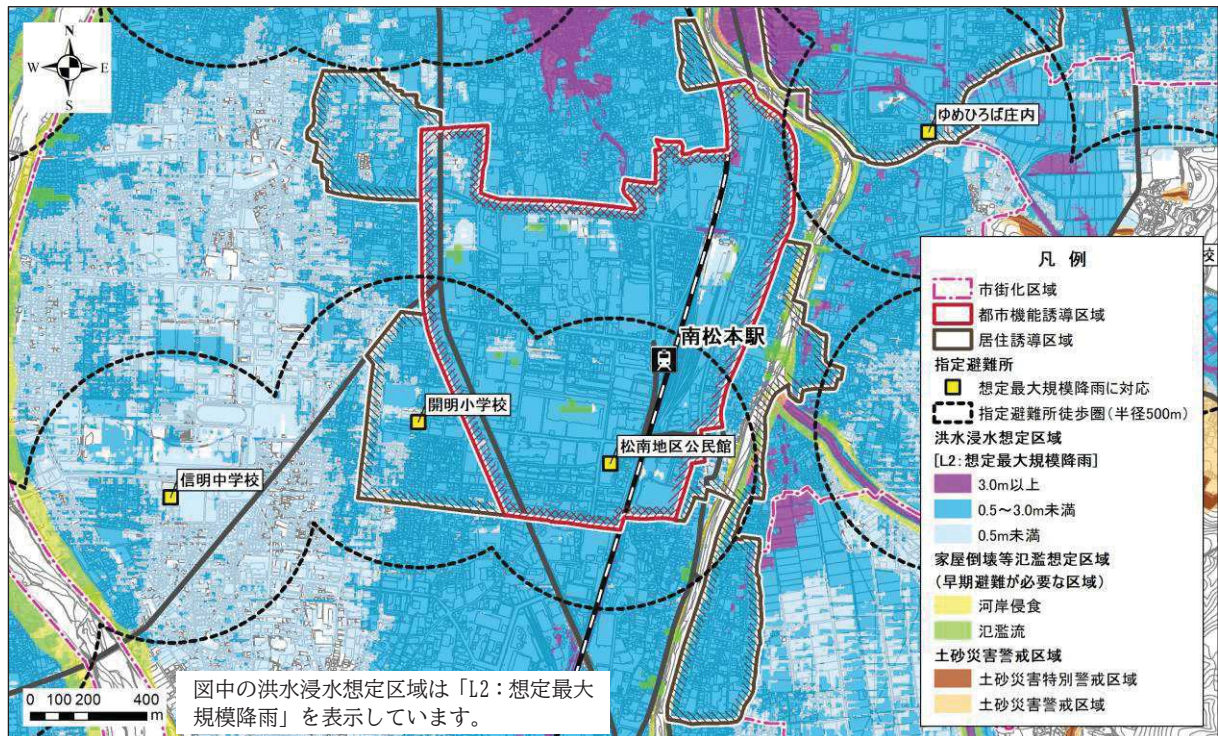
洪水浸水想定区域（L1、L2）、土砂災害警戒区域、建物倒壊危険度、延焼危険度の分析結果を踏まえ、防災上の課題と取組方針を居住誘導区域ごとに整理しました。

(1) 中心市街地・信州大学周辺エリア



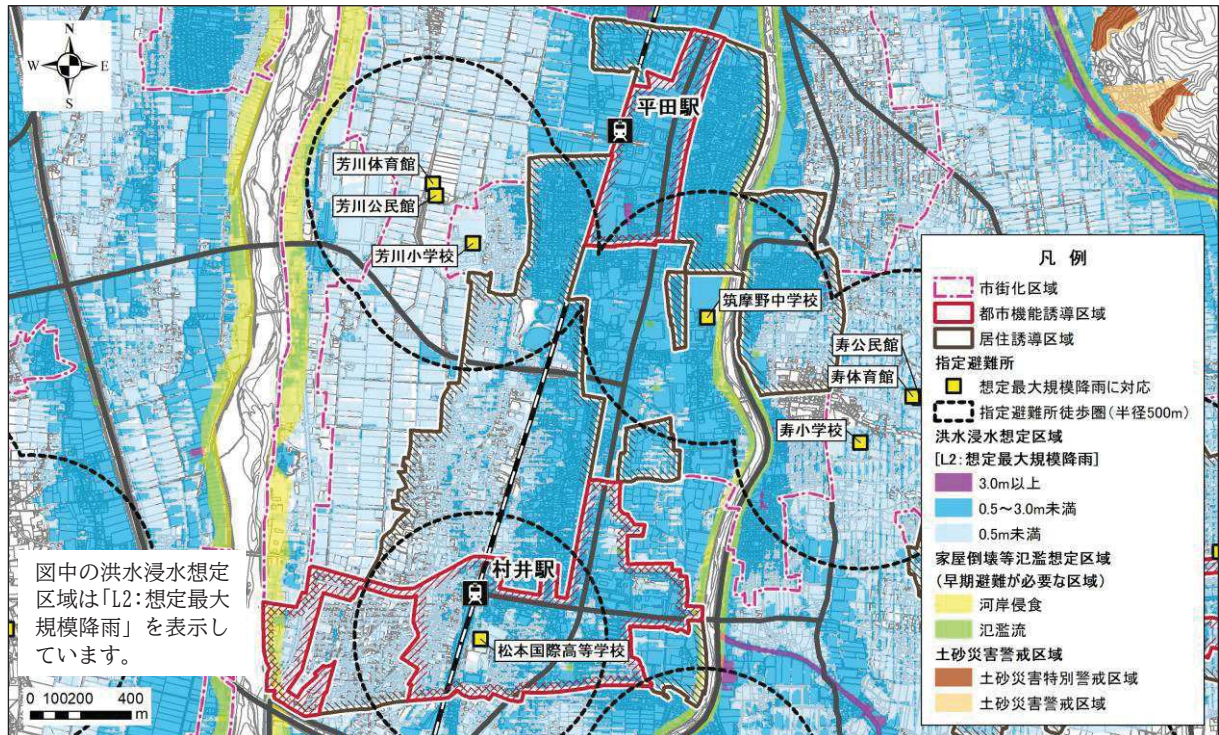
				中心市街地・ 信州大学 周辺エリア	防災上の課題	取組方針
居住誘導区域内人口 [R4]				52,598人		
水害	洪水浸水想定区域 [L1:計画規模降雨]	浸水深 3.0m未満	居住人口	29,559人	○ 洪水浸水想定区域(L2)のうち、浸水深が3.0m未満の区域に居住する人口の割合は約86%、3.0m以上の区域は約4%となっており、水害リスクの低減に向けた取組が求められる。 ○ 洪水に対応した指定避難所の徒歩圏人口カバー率は約92%を占めており、引き続き、安全な避難場所の確保や確実な避難行動の実施等に向けた取	■ 居住誘導区域内における水害リスクの低減を図るため、以下の対策を実施する。 ・ 安全な避難場所の確保 ・ 確実な避難の実施 ・ 流域治水の推進 ・ 建築物の浸水対策 ・ 雨水及び下水の処理能力の強化 ・ <水害版>災害危険度判定の実施と市民への公表 ■ 水害リスクの回避を図るため、以下の対策を実施する。 ・ 土地利用の規制・誘導
			割合	56.2%		
	洪水浸水想定区域 [L2:想定最大規模降雨]	浸水深 3.0m未満	居住人口	45,418人		
			割合	86.3%		
		浸水深 3.0m以上	居住人口	2,112人		
			割合	4.0%		
指定避難所徒歩圏人口カバー率 [想定最大規模降雨に対応] ※徒歩圏は半径500m				91.6%		
土砂災害	土砂災害警戒区域		居住人口	0人	○ 土砂災害警戒区域の指定がないため、土砂災害のリスクは低いと考えられる。	
			割合	0.0%		
	指定避難所徒歩圏人口カバー率 [崖崩れ、土石流、地滑りに対応] ※徒歩圏は半径500m					
震災	建物倒壊危険度 [ランク別の街区数の割合] ※面積の過半が誘導区域に該当する街区を対象として集計		ランク5	 3.9%	○ 危険性が高いとされる「ランク4以上」の街区の割合を見ると、建物倒壊危険度は約22%、延焼危険度は約17%と、他地区と比較して高い水準にあることから、建物倒壊及び延焼リスクの低減に向けた重点的な取組が求められる。	■ 居住誘導区域内における震災リスクの低減を図るため、以下の対策を実施する。 ・ 防災道路ネットワークの整備 ・ 都市防災道路沿道の防災性強化 ・ 個々の建物等の防災性強化 ・ 都市計画手法等の適用 ・ 地区防災まちづくり活動の推進 ・ 災害危険度判定の見直しと市民との共有 ・ 安全な避難場所の周知と支援 ・ 確実な避難の実施
			ランク4	 18.3%		
			ランク3	 39.6%		
			ランク2	 22.1%		
			ランク1	 16.0%		
	延焼危険度 [ランク別の街区数の割合] ※面積の過半が誘導区域に該当する街区を対象として集計		ランク5	 3.3%		
			ランク4	 13.8%		
			ランク3	 30.1%		
			ランク2	 36.0%		
			ランク1	 16.8%		
指定避難所徒歩圏人口カバー率 [地震に対応] ※徒歩圏は半径500m				92.7%		

(2) 南松本駅周辺エリア



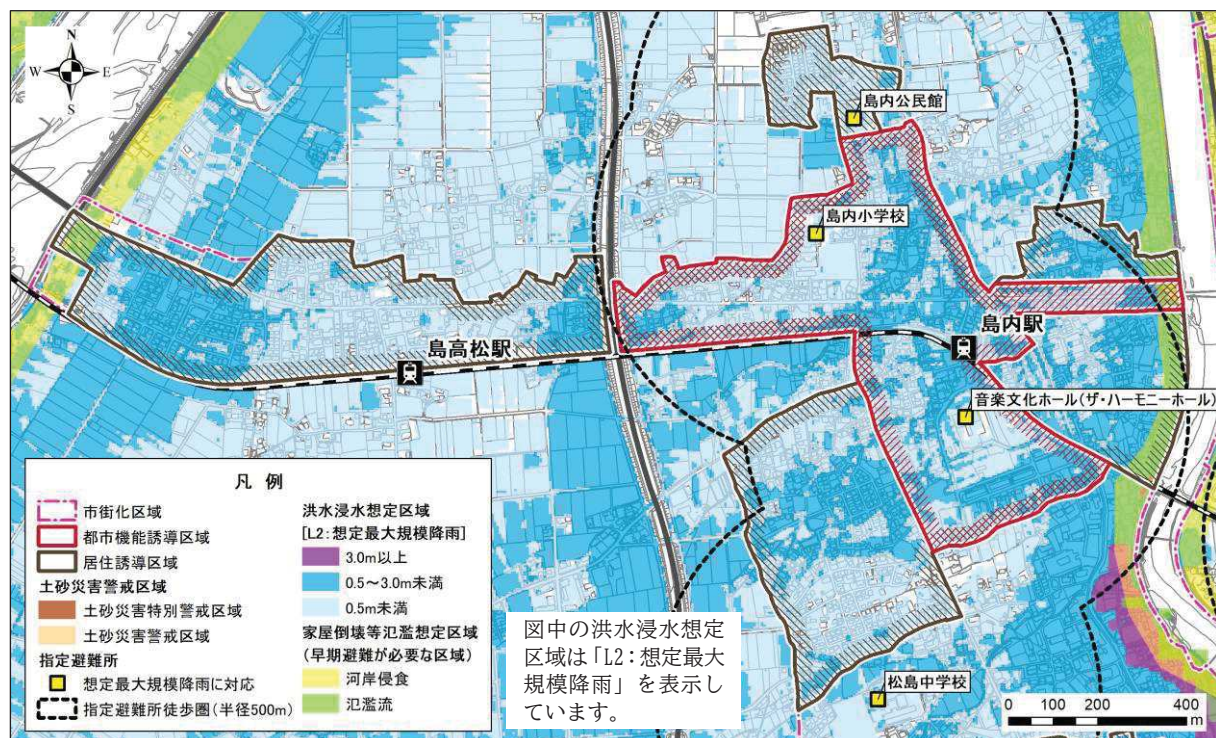
				南松本駅 周辺エリア	防災上の課題	取組方針
居住誘導区域内人口 [R4]				7,934人		
水害	洪水浸水想定区域 [L1:計画規模降雨]	浸水深 3.0m未満	居住人口	5,776人	○ 洪水浸水想定区域(L2)のうち、浸水深が3.0m未満の区域に居住する人口の割合が約98%を占めており、水害リスクの低減に向けた取組が求められる。 ○ 洪水に対応した指定避難所の徒歩圏人口カバー率は約52%にとどまっており、安全な避難場所の確保や確実な避難行動の実施等に向けた取組の強化が求められる。	■ 居住誘導区域内における水害リスクの低減を図るため、以下の対策を実施する。 ・ 安全な避難場所の確保 ・ 確実な避難の実施 ・ 流域治水の推進 ・ 建築物の浸水対策 ・ 雨水及び下水の処理能力の強化 ・ <水害版>災害危険度判定の実施と市民への公表 ■ 水害リスクの回避を図るため、以下の対策を実施する。 ・ 土地利用の規制・誘導
		割合	割合	72.8%		
	洪水浸水想定区域 [L2:想定最大規模降雨]	浸水深 3.0m未満	居住人口	7,768人		
		割合	割合	97.9%		
		浸水深 3.0m以上	居住人口	0人		
		割合	割合	0.0%		
指定避難所徒歩圏人口カバー率 [想定最大規模降雨に対応] ※徒歩圏は半径500m				52.2%		
土砂災害	土砂災害警戒区域		居住人口	0人	○ 土砂災害警戒区域の指定がないため、土砂災害のリスクは低いと考えられる。	
			割合	0.0%		
	指定避難所徒歩圏人口カバー率 [崖崩れ、土石流、地滑りに対応] ※徒歩圏は半径500m		52.4%			
震災	建物倒壊危険度 [ランク別の街区数の割合] ※面積の過半が誘導区域に該当する街区を対象として集計		ランク5	0.6%	○ 危険性が高いとされる「ランク4以上」の街区の割合を見ると、建物倒壊危険度は約6%と比較的低い水準にあるが、将来的な建物倒壊リスクの顕在化を防ぐため、リスクの低減に向けた継続的な取組が求められる。	■ 居住誘導区域内における震災リスクの低減を図るため、以下の対策を実施する。 ・ 防災道路ネットワークの整備 ・ 都市防災道路沿道の防災性強化 ・ 個々の建物等の防災性強化 ・ 都市計画手法等の適用 ・ 地区防災まちづくり活動の推進 ・ 災害危険度判定の見直しと市民との共有 ・ 安全な避難場所の周知と支援 ・ 確実な避難の実施
			ランク4	5.6%		
			ランク3	26.3%		
			ランク2	34.1%		
			ランク1	33.5%		
	延焼危険度 [ランク別の街区数の割合] ※面積の過半が誘導区域に該当する街区を対象として集計		ランク5	2.8%	○ また、延焼危険度は約10%となっており、延焼リスクの低減に向けた取組が求められる。	
			ランク4	7.3%		
			ランク3	14.5%		
			ランク2	41.9%		
			ランク1	33.5%		
指定避難所徒歩圏人口カバー率 [地震に対応] ※徒歩圏は半径500m				52.4%		

(3) 村井駅・平田駅周辺エリア



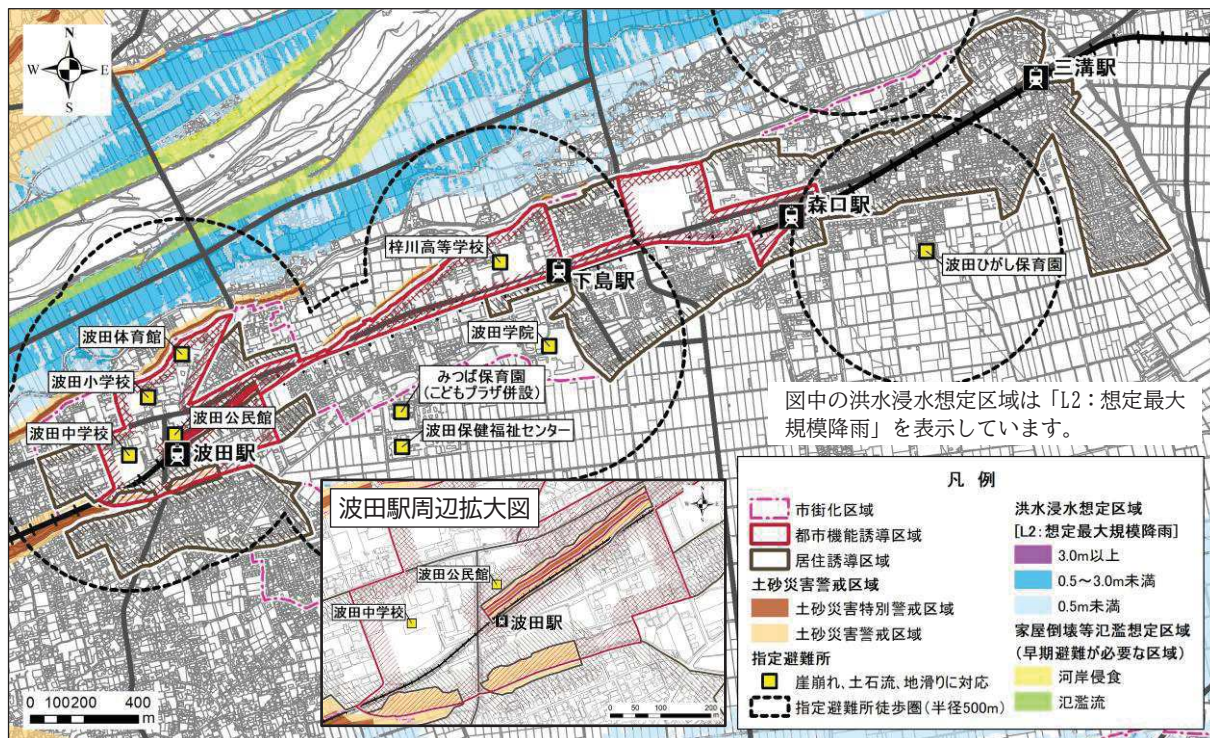
				村井駅・平田駅周辺エリア	防災上の課題	取組方針
居住誘導区域内人口 [R4]				10,888人		
水害	洪水浸水想定区域 [L1:計画規模降雨]	浸水深 3.0m未満	居住人口	4,847人	○ 洪水浸水想定区域(L2)のうち、浸水深が3.0m未満の区域に居住する人口の割合が約89%を占めており、水害リスクの低減に向けた取組が求められる。 ○ 洪水に対応した指定避難所の徒歩圏人口カバー率は約52%にとどまっており、安全な避難場所の確保や確実な避難行動の実施等に向けた取組の強化が求められる。	■ 居住誘導区域内における水害リスクの低減を図るため、以下の対策を実施する。 ・ 安全な避難場所の確保 ・ 確実な避難の実施 ・ 流域治水の推進 ・ 建築物の浸水対策 ・ 雨水及び下水の処理能力の強化 ・ <水害版>災害危険度判定の実施と市民への公表 ■ 水害リスクの回避を図るため、以下の対策を実施する。 ・ 土地利用の規制・誘導
		浸水深 3.0m以上	居住人口	0人		
	洪水浸水想定区域 [L2:想定最大規模降雨]	浸水深 3.0m未満	居住人口	9,736人		
		浸水深 3.0m以上	居住人口	0人		
	指定避難所徒歩圏人口カバー率 [想定最大規模降雨に対応] ※徒歩圏は半径500m			51.9%		
土砂災害	土砂災害警戒区域		居住人口	0人	○ 土砂災害警戒区域の指定がないため、土砂災害のリスクは低いと考えられる。	
			割合	0.0%		
	指定避難所徒歩圏人口カバー率 [崖崩れ、土石流、地滑りに対応] ※徒歩圏は半径500m			51.9%		
震災	建物倒壊危険度 [ランク別の街区数の割合] ※面積の過半が誘導区域に該当する街区を対象として集計		ランク5	3.5%	○ 危険性が高いとされる「ランク4以上」の街区の割合を見ると、建物倒壊危険度は約11%となっており、建物倒壊リスクの低減に向けた取組が求められる。 ○ また、延焼危険度は約6%と比較的低い水準にあるが、将来的な延焼リスクの顕在化を防ぐため、リスクの低減に向けた継続的な取組が求められる。	■ 居住誘導区域内における震災リスクの低減を図るため、以下の対策を実施する。 ・ 防災道路ネットワークの整備 ・ 都市防災道路沿道の防災性強化 ・ 個々の建物等の防災性強化 ・ 都市計画手法等の適用 ・ 地区防災まちづくり活動の推進 ・ 災害危険度判定の見直しと市民との共有 ・ 安全な避難場所の周知と支援 ・ 確実な避難の実施
			ランク4	7.5%		
			ランク3	22.0%		
			ランク2	22.3%		
			ランク1	44.8%		
	延焼危険度 [ランク別の街区数の割合] ※面積の過半が誘導区域に該当する街区を対象として集計		ランク5	0.0%		
			ランク4	6.4%		
			ランク3	23.4%		
			ランク2	48.6%		
			ランク1	21.7%		
	指定避難所徒歩圏人口カバー率 [地震に対応] ※徒歩圏は半径500m			51.9%		

(4) 島内駅周辺エリア



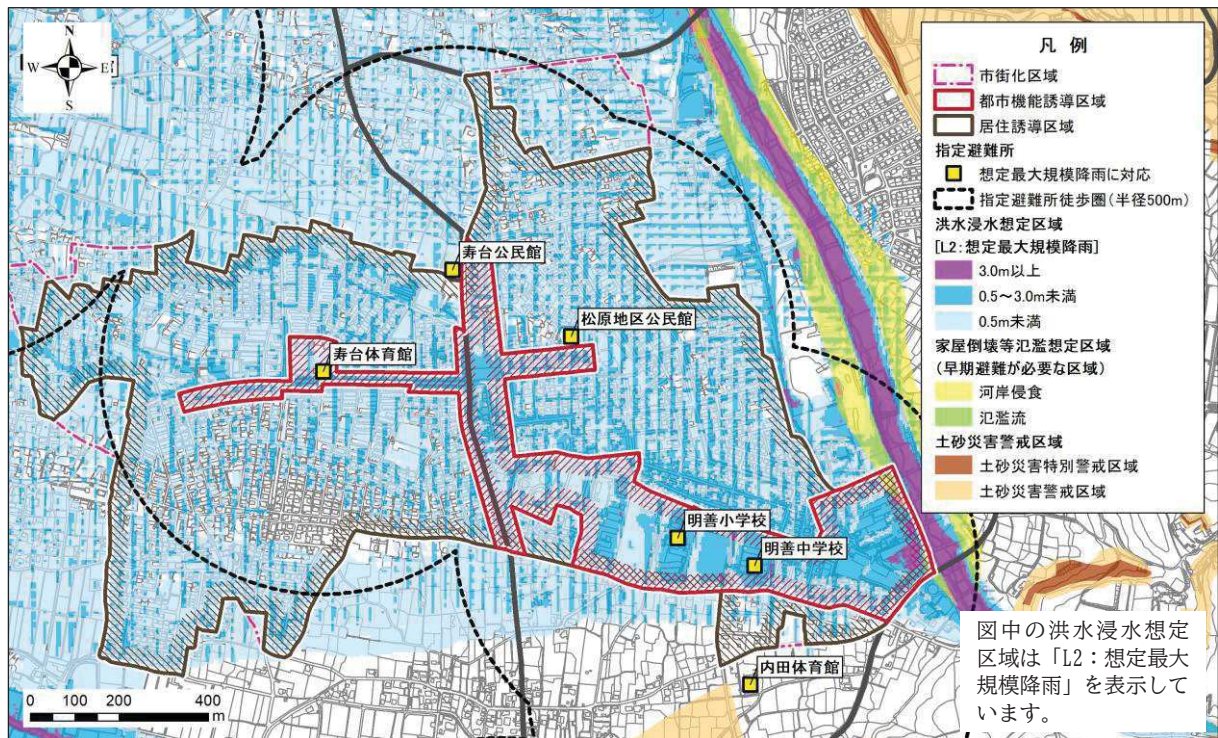
				島内駅 周辺エリア	防災上の課題	取組方針		
居住誘導区域内人口 [R4]				5,026人				
水害	洪水浸水想定区域 [L1:計画規模降雨]	浸水深 3.0m未満	居住人口 割合	2,722人 54.2%	○ 洪水浸水想定区域(L2)のうち、浸水深が3.0m未満の区域に居住する人口の割合が約95%を占めており、水害リスクの低減に向けた取組が求められる。 ○ 洪水に対応した指定避難所の徒歩圏人口カバー率は約75%にとどまっており、安全な避難場所の確保や確実な避難行動の実施等に向けた取組の強化が求められる。	■ 居住誘導区域内における水害リスクの低減を図るため、以下の対策を実施する。 ・ 安全な避難場所の確保 ・ 確実な避難の実施 ・ 流域治水の推進 ・ 建築物の浸水対策 ・ 雨水及び下水の処理能力の強化 ・ <水害版>災害危険度判定の実施と市民への公表 ■ 水害リスクの回避を図るため、以下の対策を実施する。 ・ 土地利用の規制・誘導		
		洪水浸水想定区域 [L2:想定最大規模降雨]	浸水深 3.0m未満	居住人口 割合			4,797人 95.4%	
			浸水深 3.0m以上	居住人口 割合			0人 0.0%	
		指定避難所徒歩圏人口カバー率 [想定最大規模降雨に対応] ※徒歩圏は半径500m					74.7%	
	土砂災害	土砂災害警戒区域		居住人口			0人	○ 土砂災害警戒区域の指定がないため、土砂災害のリスクは低いと考えられる。
				割合			0.0%	
指定避難所徒歩圏人口カバー率 [崖崩れ、土砂流、地滑りに対応] ※徒歩圏は半径500m			79.8%					
震災	建物倒壊危険度 [ランク別の街区数の割合] ※面積の過半が誘導区域に該当する街区を対象として集計		ランク5	1.4%	○ 危険性が高いとされる「ランク4以上」の街区の割合を見ると、建物倒壊危険度は約7%、延焼危険度は約1%と比較的低い水準にあるが、将来的な建物倒壊及び延焼リスクの顕在化を防ぐため、リスクの低減に向けた継続的な取組が求められる。	■ 居住誘導区域内における震災リスクの低減を図るため、以下の対策を実施する。 ・ 防災道路ネットワークの整備 ・ 都市防災道路沿道の防災性強化 ・ 個々の建物等の防災性強化 ・ 都市計画手法等の適用 ・ 地区防災まちづくり活動の推進 ・ 災害危険度判定の見直しと市民との共有 ・ 安全な避難場所の周知と支援 ・ 確実な避難の実施		
			ランク4	5.4%				
			ランク3	19.6%				
			ランク2	33.1%				
			ランク1	40.5%				
	延焼危険度 [ランク別の街区数の割合] ※面積の過半が誘導区域に該当する街区を対象として集計		ランク5	0.0%				
			ランク4	1.4%				
			ランク3	25.0%				
			ランク2	56.8%				
指定避難所徒歩圏人口カバー率 [地震に対応] ※徒歩圏は半径500m			79.8%					

(5) 波田駅周辺エリア



				波田駅 周辺エリア	防災上の課題	取組方針		
居住誘導区域内人口 [R4]				5,810人				
水害	洪水浸水想定区域 [L1:計画規模降雨]	浸水深 3.0m未満	居住人口	0人	○ 洪水浸水想定区域の指定がないため、水害のリスクは低いと考えられる。			
			割合	0.0%				
	洪水浸水想定区域 [L2:想定最大規模降雨]	浸水深 3.0m未満	居住人口	0人				
			割合	0.0%				
		浸水深 3.0m以上	居住人口	0人				
			割合	0.0%				
指定避難所徒歩圏人口カバー率 [想定最大規模降雨に対応] ※徒歩圏は半径500m			65.0%					
土砂災害	土砂災害警戒区域		居住人口	0人	○ 都市機能誘導区域の一部に土砂災害警戒区域が指定されており、土砂災害リスクの低減に向けた取組が求められる。 ○ 市立病院の移転事業の進捗を考慮しつつ、必要に応じて、土砂災害リスクの回避に向けた取組の検討が必要である。	■ 都市機能誘導区域内における土砂災害リスクの低減を図るため、以下の対策を実施する。 ・ 安全な避難場所の確保 ・ 確実な避難の実施 ■ 土砂災害リスクの回避を図るため、市立病院の移転事業の進捗を考慮しつつ、以下の対策の実施を検討する。 ・ 土地利用の規制・誘導		
			割合	0.0%				
	指定避難所徒歩圏人口カバー率 [崖崩れ、土石流、地滑りに対応] ※徒歩圏は半径500m			65.0%				
震災	建物倒壊危険度 [ランク別の街区数の割合] ※面積の過半が誘導区域に該当する街区を対象として集計		ランク5	0.6%	○ 危険性が高いとされる「ランク4以上」の街区の割合を見ると、建物倒壊危険度は約4％、延焼危険度は約1％と比較的低い水準にあるが、将来的な建物倒壊及び延焼リスクの顕在化を防ぐため、リスクの低減に向けた継続的な取組が求められる。	■ 居住誘導区域内における震災リスクの低減を図るため、以下の対策を実施する。 ・ 防災道路ネットワークの整備 ・ 都市防災道路沿道の防災性強化 ・ 個々の建物等の防災性強化 ・ 都市計画手法等の適用 ・ 地区防災まちづくり活動の推進 ・ 災害危険度判定の見直しと市民との共有 ・ 安全な避難場所の周知と支援 ・ 確実な避難の実施		
			ランク4	3.3%				
			ランク3	22.8%				
			ランク2	38.3%				
			ランク1	35.0%				
	延焼危険度 [ランク別の街区数の割合] ※面積の過半が誘導区域に該当する街区を対象として集計		ランク5	0.0%				
			ランク4	1.1%				
			ランク3	18.9%				
			ランク2	62.2%				
			ランク1	17.8%				
	指定避難所徒歩圏人口カバー率 [地震に対応] ※徒歩圏は半径500m			65.0%				

(6) 寿台・松原周辺エリア



				寿台・松原 周辺エリア	防災上の課題	取組方針
居住誘導区域内人口 [R4]				7,105人		
水害	洪水浸水想定区域 [L1:計画規模降雨]	浸水深 3.0m未満	居住人口 割合	2,484人 35.0%	○ 洪水浸水想定区域(L2)のうち、浸水深が3.0m未満の区域に居住する人口の割合が約88%を占めており、水害リスクの低減に向けた取組が求められる。 ○ 洪水に対応した指定避難所の徒歩圏人口カバー率は約89%を占めており、引き続き、安全な避難場所の確保や確実な避難行動の実施等に向けた取組が求められる。	■ 居住誘導区域内における水害リスクの低減を図るため、以下の対策を実施する。 ・ 安全な避難場所の確保 ・ 確実な避難の実施 ・ 流域治水の推進 ・ 建築物の浸水対策 ・ 雨水及び下水の処理能力の強化 ・ <水害版>災害危険度判定の実施と市民への公表 ■ 水害リスクの回避を図るため、以下の対策を実施する。 ・ 土地利用の規制・誘導
		浸水深 3.0m以上	居住人口 割合	0人 0.0%		
	洪水浸水想定区域 [L2:想定最大規模降雨]		浸水深 3.0m未満	6,235人 87.8%		
			浸水深 3.0m以上	0人 0.0%		
	指定避難所徒歩圏人口カバー率 [想定最大規模降雨に対応] ※徒歩圏は半径500m			89.0%		
土砂災害	土砂災害警戒区域		居住人口 割合	0人 0.0%	○ 土砂災害警戒区域の指定がないため、土砂災害のリスクは低いと考えられる。	
	指定避難所徒歩圏人口カバー率 [崖崩れ、土石流、地滑りに対応] ※徒歩圏は半径500m			89.0%		
震災	建物倒壊危険度 [ランク別の街区数の割合] ※面積の過半が誘導区域に該当する街区を対象として集計		ランク5	0.8%	○ 危険性が高いとされる「ランク4以上」の街区の割合を見ると、建物倒壊危険度は約6%と比較的低い水準にあるが、将来的な建物倒壊リスクの顕在化を防ぐため、リスクの低減に向けた継続的な取組が求められる。 ○ また、延焼危険度は約12%となっており、延焼リスクの低減に向けた取組が求められる。	■ 居住誘導区域内における震災リスクの低減を図るため、以下の対策を実施する。 ・ 防災道路ネットワークの整備 ・ 都市防災道路沿道の防災性強化 ・ 個々の建物等の防災性強化 ・ 都市計画手法等の適用 ・ 地区防災まちづくり活動の推進 ・ 災害危険度判定の見直しと市民との共有 ・ 安全な避難場所の周知と支援 ・ 確実な避難の実施
			ランク4	4.9%		
			ランク3	16.0%		
			ランク2	21.3%		
			ランク1	57.0%		
			ランク5	0.0%		
			ランク4	12.3%		
			ランク3	30.7%		
	延焼危険度 [ランク別の街区数の割合] ※面積の過半が誘導区域に該当する街区を対象として集計		ランク2	36.1%		
			ランク1	20.9%		
	指定避難所徒歩圏人口カバー率 [地震に対応] ※徒歩圏は半径500m			89.0%		

1-4 具体的な取組とスケジュール

災害の種別ごとに、居住誘導区域及び都市機能誘導区域内で実施する具体的な取組とそのスケジュールを以下のとおり定めます。

なお、これらの取組・スケジュールは、松本市防災都市づくり計画と連携して運用します。

(1) 水害

水害リスクの低減に向けた取組								
----------------	--	--	--	--	--	--	--	--

① 安全な避難場所の確保

No	自助	共助	公助	施策の内容	実施主体	実施時期の目標		松本市防災都市づくり計画への記載
						短期 (～R12)	中長期 (～R17)	
1			○	安全な避難場所の周知と共有 ・浸水しない避難場所の確認、自宅の浸水深の確認(市民周知)	消防防災課	継続実施	継続実施	○
2		○	○	安全な避難場所の周知と共有 ・災害時応援協定の締結と周知	危機管理課	継続実施	継続実施	
3		○	○	垂直避難場所の確保の推進 ・松本市災害時サポート事業所登録等による垂直避難場所の確保及び情報提供	消防防災課	継続実施	継続実施	○
4		○	○	災害時の安全な生活支援 ・災害時に(自宅や避難所で)安全な生活を送るための支援	危機管理課 福祉政策課	継続実施	継続実施	○

② 確実な避難の実施

No	自助	共助	公助	施策の内容	実施主体	実施時期の目標		松本市防災都市づくり計画への記載
						短期 (～R12)	中長期 (～R17)	
1	○	○	○	個々人の安全な避難 ・水害時でも安全な避難ルートの確保	危機管理課 消防防災課	継続実施	継続実施	○
2	○	○	○	個々人の安全な避難 ・確実な早期避難のための連絡	危機管理課 消防防災課	継続実施	継続実施	○
3	○	○	○	個々人の安全な避難 ・確実な早期避難のための要支援者への支援	福祉政策課	継続実施	継続実施	○
4	○	○	○	防災教育や防災知識の普及 ・平時の啓発・防災訓練	危機管理課 消防防災課	継続実施	継続実施	○
5		○	○	災害の危険度が伝わるきめ細やかな情報発信 ・避難支援のための情報提供(危険箇所、ハザードマップ、マニュアル、GIS 情報等)	危機管理課 消防防災課	継続実施	継続実施	○
6		○	○	災害の危険度が伝わるきめ細やかな情報発信 ・多段階浸水想定区域図、水害リスクマップの作成・公表	県	実施		
7		○	○	災害の危険度が伝わるきめ細やかな情報発信 ・地区別の防災カルテ作成・公表	危機管理課	実施		

③ 流域治水の推進

No	自助	共助	公助	施策の内容	実施主体	実施時期の目標		松本市防災都市づくり計画への記載
						短期 (～R12)	中長期 (～R17)	
1	○	○	○	支流の流出抑制 ・農地の保全、雨水貯留等の取組	農政課 農業委員会事務局 耕地課	継続実施	継続実施	○
2			○	支川氾濫抑制、内水被害の軽減 ・支川、水路における氾濫抑制対策他	河川管理者 (県、国)	継続実施	継続実施	○
3	○	○	○	支川氾濫抑制、内水被害の軽減 ・グリーンインフラの推進	県 市(建設部)	継続実施	継続実施	○

④ 建築物の浸水対策

No	自助	共助	公助	施策の内容	実施主体	実施時期の目標		松本市防災都市づくり計画への記載
						短期 (～R12)	中長期 (～R17)	
1	○	○	○	浸水対策設備の設置 ・土嚢、止水板等の資材・設備の整備	公共施設マネジメント課	継続実施	継続実施	○

⑤ 雨水及び下水の処理能力の強化

No	自助	共助	公助	施策の内容	実施主体	実施時期の目標		松本市防災都市づくり計画への記載
						短期 (～R12)	中長期 (～R17)	
1			○	浸水想定エリアの雨水処理対策 ・雨水渠、雨水貯留槽整備 ・河川水路網整備	建設課 下水道課	継続実施	継続実施	○
2			○	浸水想定エリアの雨水処理対策 ・中心市街地の合流渠の分流化の推進	建設課 下水道課	継続実施	継続実施	○

⑥ <水害版>災害危険度判定の実施と市民への公表

No	自助	共助	公助	施策の内容	実施主体	実施時期の目標		松本市防災都市づくり計画への記載
						短期 (～R12)	中長期 (～R17)	
1			○	・<水害版>災害危険度判定の定期的な実施と公表	都市計画課	実施	実施	○
2			○	・浸水想定や浸水危険度を、3Dマップなどでわかりやすく見える化することを検討	都市計画課	実施		○

水害リスクの回避に向けた取組

① 土地利用の規制・誘導

No	自助	共助	公助	施策の内容	実施主体	実施時期の目標		松本市防災都市づくり計画への記載
						短期 (～R12)	中長期 (～R17)	
1			○	・浸水想定エリアに対する開発や土地利用の規制	都市計画課	継続実施	継続実施	○
2			○	・災害危険性の高いエリアを誘導区域から除外することによる立地誘導	都市計画課	継続実施	継続実施	

(2) 土砂災害

土砂災害リスクの低減に向けた取組

① 安全な避難場所の確保

No	自助	共助	公助	施策の内容	実施主体	実施時期の目標		松本市防災都市づくり計画への記載
						短期 (～R12)	中長期 (～R17)	
1			○	安全な避難場所の周知と共有 ・安全な難場所の確認(市民周知)	消防防災課	継続実施	継続実施	
2		○	○	安全な避難場所の周知と共有 ・災害時応援協定の締結と周知	危機管理課	継続実施	継続実施	
3		○	○	災害時の安全な生活支援 ・災害時に(自宅や避難所で)安全な生活を送るための支援	危機管理課 福祉政策課	継続実施	継続実施	

② 確実な避難の実施

No	自助	共助	公助	施策の内容	実施主体	実施時期の目標		松本市防災都市づくり計画への記載
						短期 (～R12)	中長期 (～R17)	
1	○	○	○	個々人の安全な避難 ・土砂災害時でも安全な避難ルートの確保	危機管理課 消防防災課	継続実施	継続実施	
2	○	○	○	個々人の安全な避難 ・確実な早期避難のための連絡	危機管理課 消防防災課	継続実施	継続実施	
3	○	○	○	個々人の安全な避難 ・確実な早期避難のための要支援者への支援	福祉政策課	継続実施	継続実施	
4	○	○	○	防災教育や防災知識の普及 ・平時の啓発・防災訓練	危機管理課 消防防災課	継続実施	継続実施	
5		○	○	災害の危険度が伝わるきめ細やかな情報発信 ・避難支援のための情報提供(危険箇所、ハザードマップ、マニュアル、GIS 情報等)	危機管理課 消防防災課	継続実施	継続実施	
6		○	○	災害の危険度が伝わるきめ細やかな情報発信 ・地区別の防災カルテ作成・公表	危機管理課	実施		

土砂災害リスクの回避に向けた取組

① 土地利用の規制・誘導

No	自助	共助	公助	施策の内容	実施主体	実施時期の目標		松本市防災都市づくり計画への記載
						短期 (～R12)	中長期 (～R17)	
1			○	・土砂災害特別警戒区域に対する開発や土地利用の規制	都市計画課	継続実施	継続実施	
2			○	・災害危険性の高いエリアを誘導区域から除外することによる立地誘導	都市計画課	実施		

(3) 震災

震災リスクの低減に向けた取組

① 防災道路ネットワークの整備

No	自助	共助	公助	施策の内容	実施主体	実施時期の目標		松本市防災都市づくり計画への記載
						短期 (～R12)	中長期 (～R17)	
1			○	幹線道路の防災機能確保に向けた整備 ・未整備都市計画道路の事業促進	建設課	継続実施	継続実施	○
2			○	幹線道路の防災機能確保に向けた整備 ・都市計画道路の計画決定および計画変更	交通ネットワーク課 都市計画課	実施	実施	○
3			○	幹線道路の防災機能確保に向けた整備 ・整備済み都市防災道路の防災性能チェック	都市計画課	継続実施	継続実施	○
4			○	幹線道路の防災機能確保に向けた整備 ・道路整備五箇年計画への反映	建設課	実施		○
5			○	幹線道路の防災機能確保に向けた整備 ・緊急輸送路等の機能確保	危機管理課 建設総務課	継続実施	継続実施	○
6		○	○	生活道路の防災機能確保に向けた防災意識の醸成 ・地区及びコミュニティ単位での道路整備	建設課	継続実施	継続実施	○
7	○	○	○	生活道路の防災機能確保に向けた防災意識の醸成 ・狭あい道路の整備	建築指導課	継続実施	継続実施	○
8			○	生活道路の防災機能確保に向けた防災意識の醸成 ・道路施設の計画的な維持管理、修繕による安全性の確保	維持課 建設課	継続実施	継続実施	○

② 都市防災道路沿道の防災性強化

No	自助	共助	公助	施策の内容	実施主体	実施時期の目標		松本市防災都市づくり計画への記載
						短期 (～R12)	中長期 (～R17)	
1	○		○	都市防災道路沿道建物の耐震化促進 ・緊急車両の通行確保のための、幹線道路整備に際しての沿道建物の耐震化促進	建築指導課	継続実施	継続実施	○

③ 個々の建物等の防災性強化

No	自助	共助	公助	施策の内容	実施主体	実施時期の目標		松本市防災都市づくり計画への記載
						短期 (～R12)	中長期 (～R17)	
1	○	○	○	個々の建物・敷地の安全確保等 ・耐震診断、耐震改修補助、ブロック塀等撤去(生垣設置含む)、耐震シェルター等整備、高齢者向けリフォームローン等の活用	建築指導課 住宅課 公園緑地課	継続実施	継続実施	○

④ 都市計画手法等の適用

No	自助	共助	公助	施策の内容	実施主体	実施時期の目標		松本市防災都市づくり計画への記載
						短期 (～R12)	中長期 (～R17)	
1			○	防火地域・準防火地域の指定検討	都市計画課	継続実施	継続実施	○
2		○	○	街区単位での防災性向上検討	都市計画課	継続実施	継続実施	○
3			○	誘導区域内における都市機能の強化に合わせた防災性向上	都市計画課	継続実施	継続実施	○

⑤ 地区防災まちづくり活用の推進

No	自助	共助	公助	施策の内容	実施主体	実施時期の目標		松本市防災都市づくり計画への記載
						短期 (～R12)	中長期 (～R17)	
1	○	○	○	自主防災組織活動の推進	危機管理課 地域づくり支援課	継続実施	継続実施	○
2	○	○	○	行政機関・市民との緊密な連携	危機管理課 地域づくり支援課	継続実施	継続実施	○

⑥ 災害危険度判定の見直しと市民との共有

No	自助	共助	公助	施策の内容	実施主体	実施時期の目標		松本市防災都市づくり計画への記載
						短期 (～R12)	中長期 (～R17)	
1			○	都市計画基礎調査等の定期的な調査の実施・実態の把握	都市計画課	継続実施	継続実施	○
2	○	○	○	5年毎の災害危険度判定の見直しと市民との共有	都市計画課	継続実施	継続実施	○

⑦ 安全な避難場所の周知と支援

No	自助	共助	公助	施策の内容	実施主体	実施時期の目標		松本市防災都市づくり計画への記載
						短期 (～R12)	中長期 (～R17)	
1			○	指定避難所・指定緊急避難場所の指定・利用 ・安全な避難場所の周知と共有	危機管理課	継続実施	継続実施	○
2	○	○	○	指定避難所の活用と在宅避難者に対する支援 ・災害時に(自宅や避難所で)安全な生活を送るための支援	危機管理課 福祉政策課	継続実施	継続実施	○

⑧ 確実な避難の実施

No	自助	共助	公助	施策の内容	実施主体	実施時期の目標		松本市防災都市づくり計画への記載
						短期 (～R12)	中長期 (～R17)	
1			○	リスクの高いエリアや避難ルート の抽出・周知 ・避難に関するリスクの高いエリア の周知と避難ルートの情報共有	都市計画課	継続実施	継続実施	○
2	○	○	○	要支援者名簿等の情報整理と個別 避難計画の作成 ・要支援者の把握・名簿掲載、個 別避難計画作成	危機管理課 福祉政策課	継続実施	継続実施	○

松本市立地適正化計画 概要版

1 「松本市立地適正化計画」とは

■ 背景と目的

超少子高齢型人口減少社会における持続可能なまちづくりを進めるため、歩いて暮らせる「集約型都市構造」を具現化する仕組みとして、「都市再生特別措置法」に基づいて策定

■ 計画の前提

○目標年次 平成 47 年(2035 年)

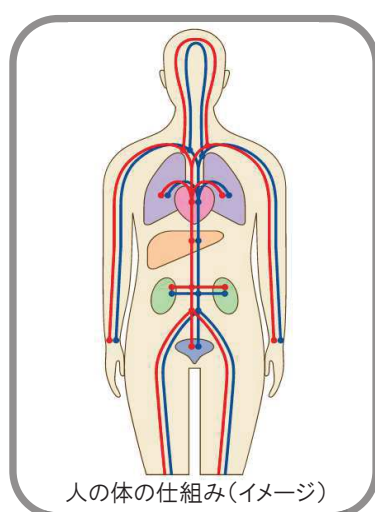
○人 口 国勢調査実績値(平成 27 年(2015 年))及び国立社会保障・人口問題研究所推計値(平成 30 年 3 月推計)

○対象区域 松本都市計画区域

ただし、都市全体を支える都市構造とするため、対象区域外の暮らしも視野に入れて、区域外についても一部の分析等を実施

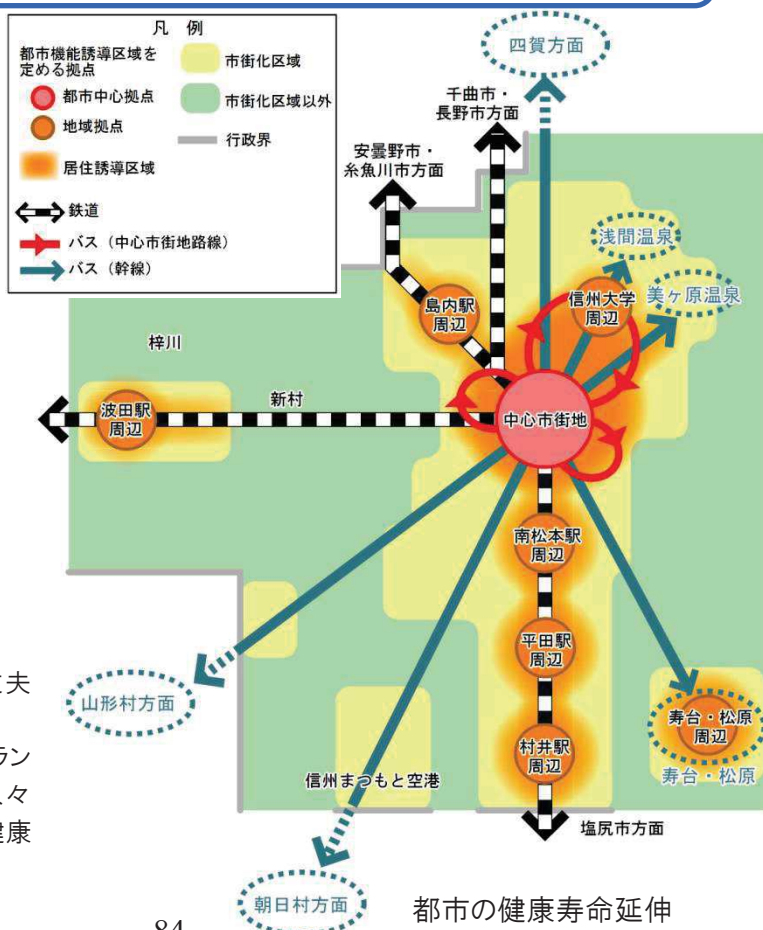
■ 集約型都市構造のイメージ

都市機能誘導区域	都市機能増進施設(医療施設、福祉施設、商業施設等)の立地を誘導すべき区域
居住誘導区域	都市の居住者の居住を誘導すべき区域 (一定の人口密度を維持する区域)
公共交通	維持・強化する公共交通網を設定(松本市次世代交通政策実行計画や松本市地域公共交通網形成計画と連携)



私たちの健康な体は、様々な臓器や丈夫な骨格に支えられています。

私たちが暮らす都市も様々な機能をバランスよく集約し、公共交通のネットワークが人々の交流や活動を循環することで「都市の健康寿命延伸」につなげます。



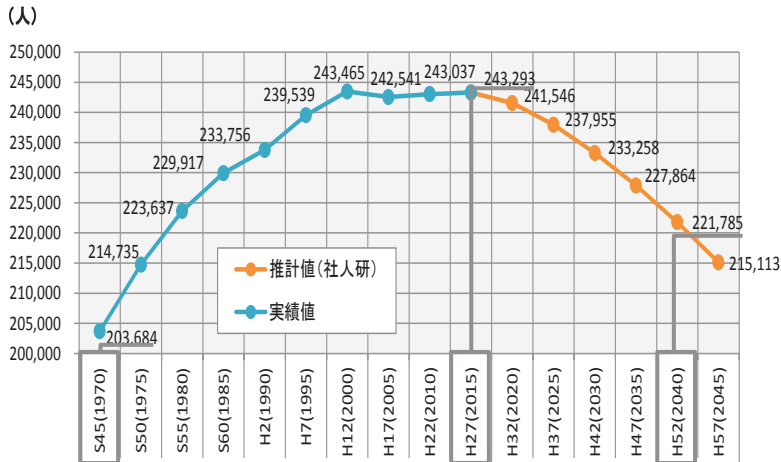
都市の健康寿命延伸

2 本市を取り巻く状況

■ 人口の推移

○これまでは、「人口」も「高齢者」も増加

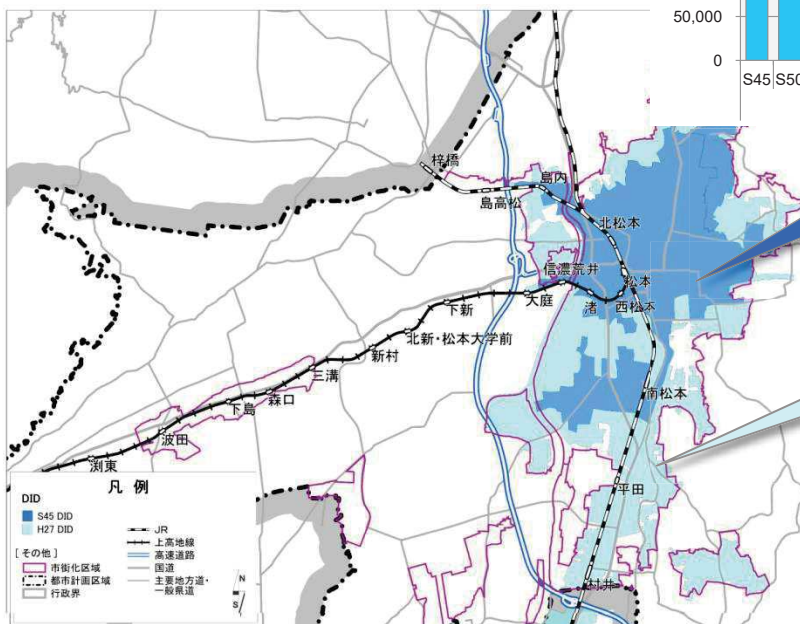
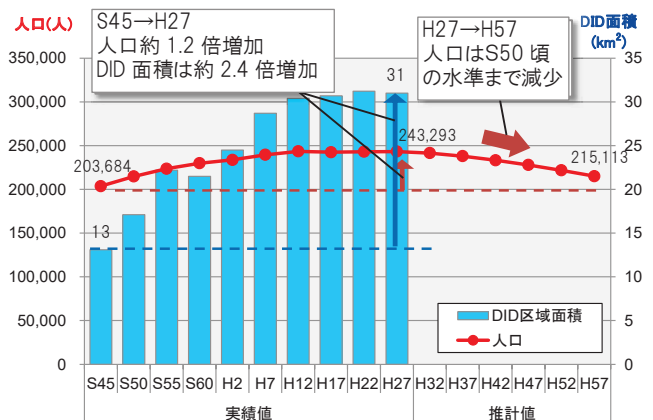
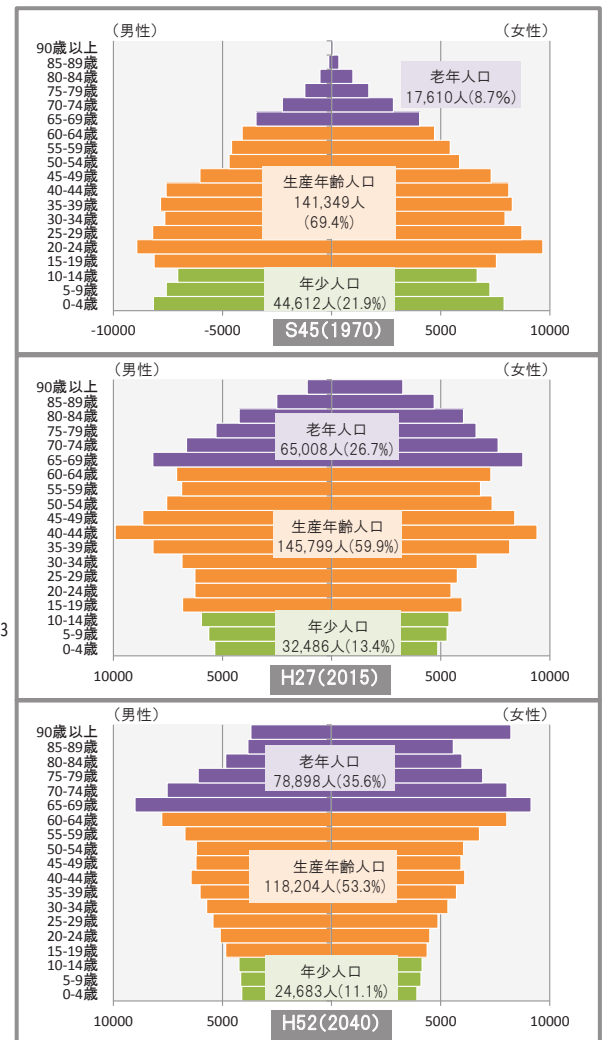
○これからは、「人口」は減少し、「高齢者」が増加



■ 人口集中地区の拡大

○昭和45年(1970年)から平成27年(2015年)までに、市の人口は約1.2倍増加し、人口集中地区(DID)*は約2.4倍拡大

○30年後の平成57年(2045年)には、昭和50年頃の水準まで人口は減少し、3人に一人が高齢者



S45(1970)
松本駅・南松本駅・浅間温泉
周辺などに人口が集積

H27(2015)
市域の南側(平田や村井等)
に大きく拡大(約2.4倍)

※人口集中地区(DID)は、統計データ(国勢調査)に基づいて一定の基準により設定される都市的地域
人口密度が1 km² 当たり4,000人以上の基本単位区等が隣接した地域のうち、人口が5,000人以上の地域

3 立地適正化の基本的な方針

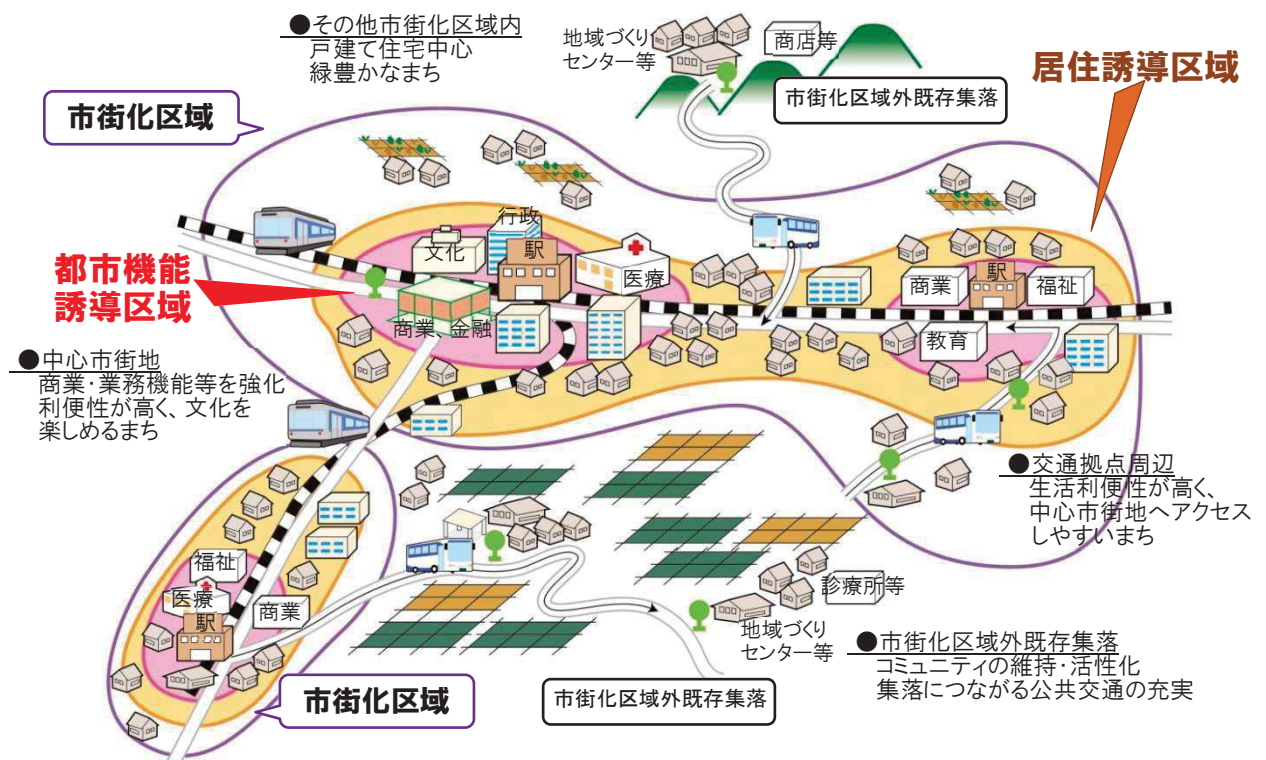
■ 目指す都市像とまちづくりの方針(ターゲット)

- 35地区の地域づくりを土台として、市域全体を支える都市構造の強化
- 豊富な資源とコンパクトな市街地の形成により、「住む人」と「訪れる人」にとって、魅力と活力にあふれる都市の創出



4 誘導区域等の設定

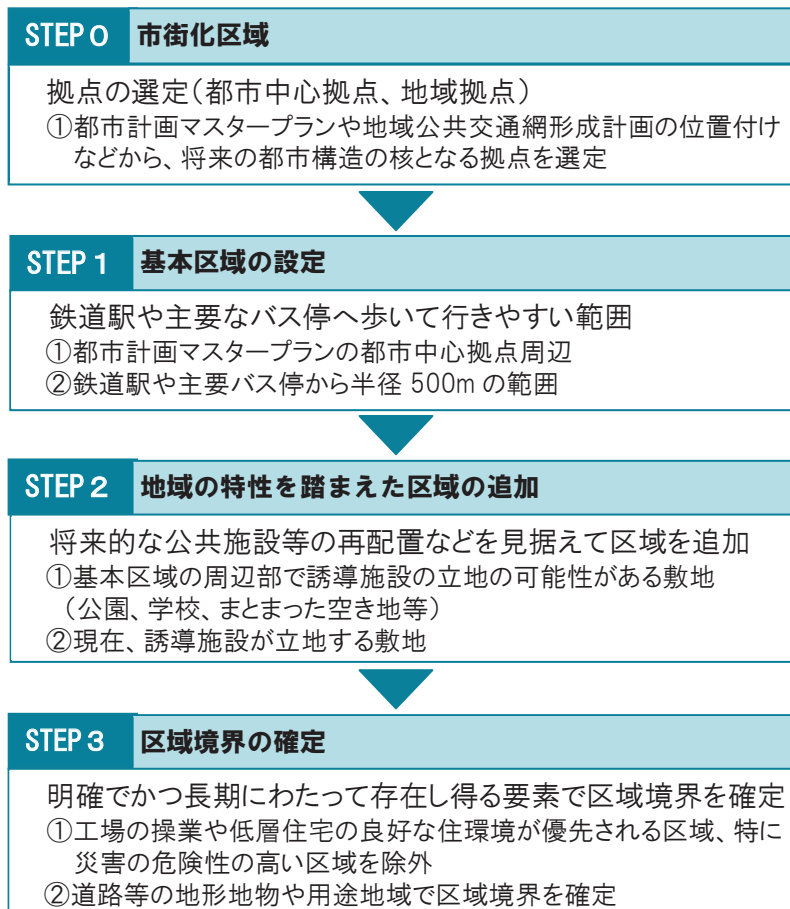
■ 集約型都市構造と立地適正化計画の活用イメージ



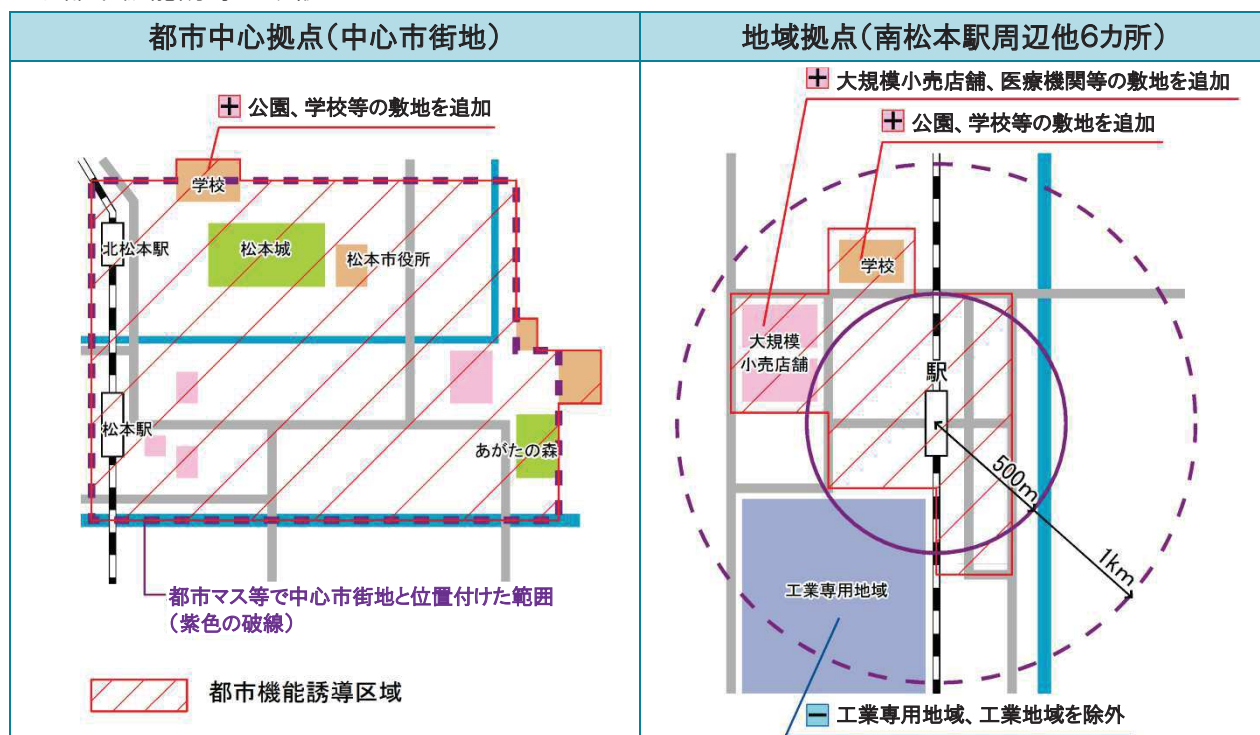
■ 都市機能誘導区域の設定

都市機能誘導区域は、以下の手順で検討し、道路や河川等の地形地物や用途地域など、長期にわたって存在し得る位置を区域境界として確定します。

○都市機能誘導区域の設定フロー



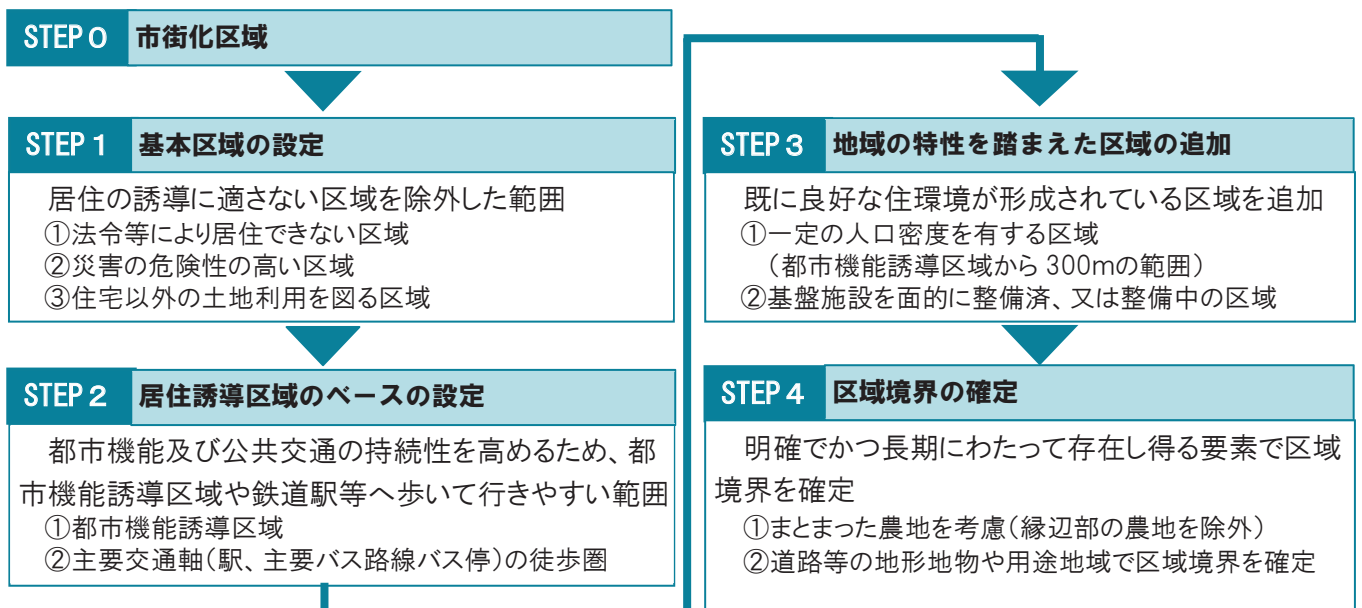
○都市機能誘導区域設定のイメージ



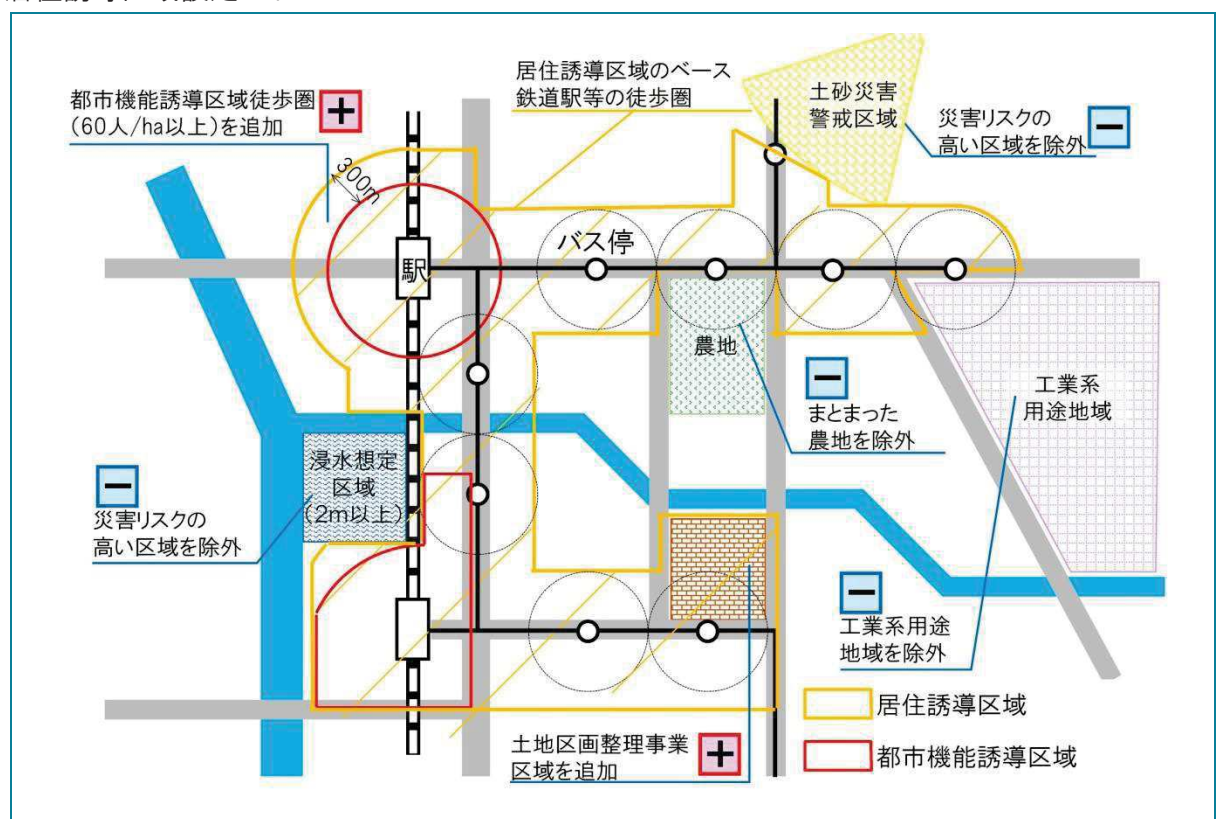
■ 居住誘導区域の設定

居住誘導区域は、以下の手順で検討し、道路や河川等の地形地物や用途地域など、長期にわたって存在し得る位置を区域境界として確定します。

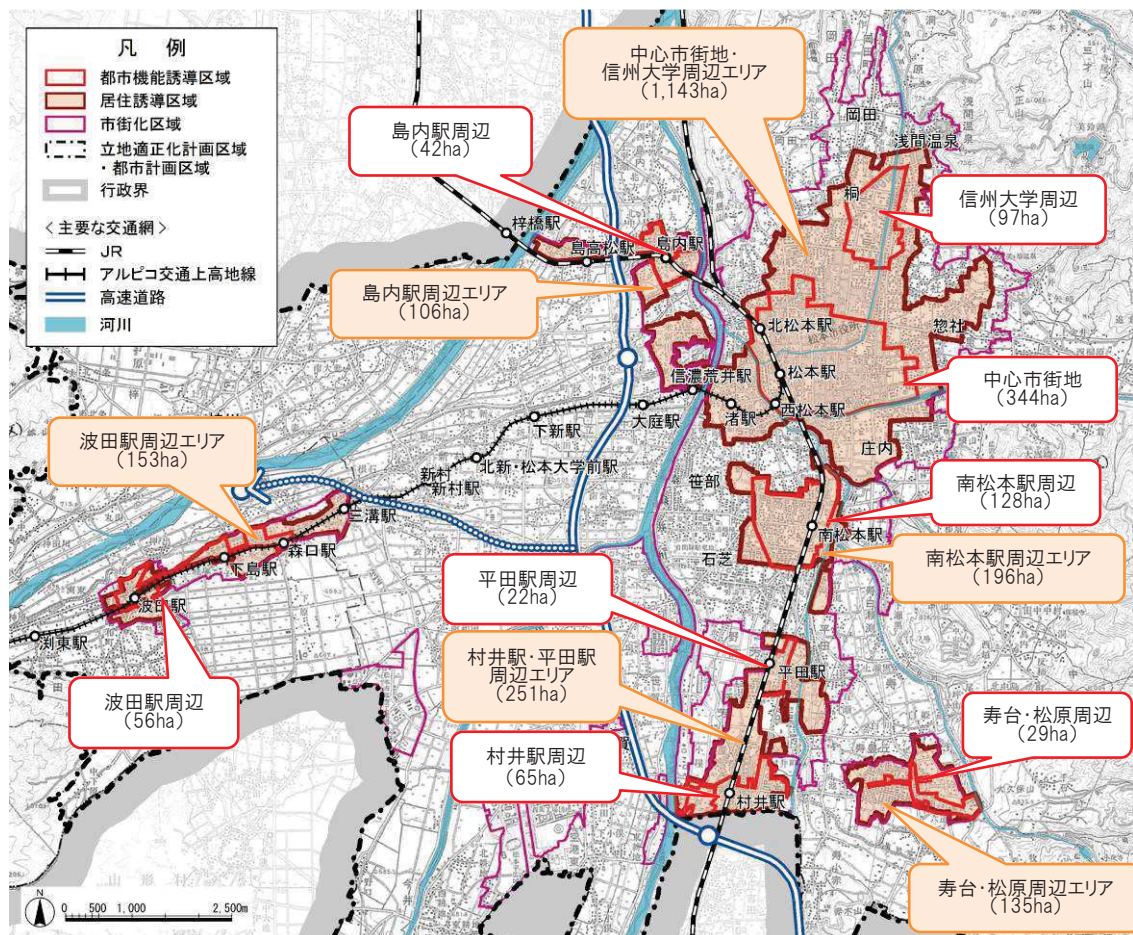
○居住誘導区域の設定フロー



○居住誘導区域設定のイメージ



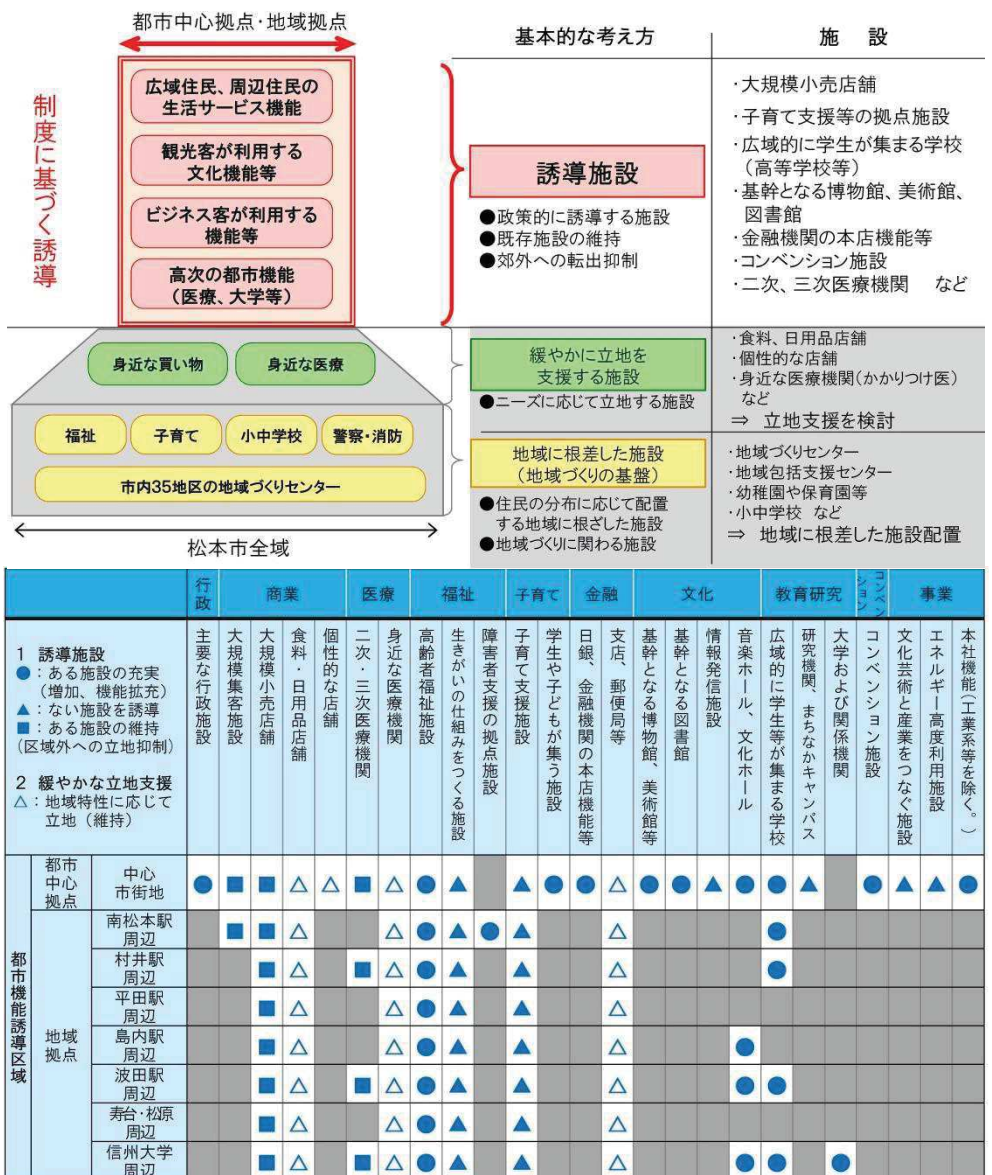
■ 都市機能誘導区域及び居住誘導区域



都市機能誘導区域			居住誘導区域	
拠点		範囲	エリア	範囲
都市 中心 拠点	中心市街地	松本城～あがたの森～松本駅を中心とする 344ha	中心市街地・信州大学周辺エリア	中心市街地、信州大学、長野県松本合同庁舎を含む 1,143ha
	信州大学周辺	信州大学を中心とする 97ha		
	南松本駅周辺	南松本駅を中心とし、国道 19 号と県道平田新橋線に挟まれる 128ha	南松本駅周辺エリア	南松本駅周辺及び国道 19 号沿線の 196ha
	村井駅周辺	村井駅を中心とし、奈良井川と田川に挟まれる 65ha	村井駅・平田駅周辺エリア	村井駅～平田駅周辺及び国道 19 号沿線の 251ha
	平田駅周辺	平田駅(JR 篠ノ井線)東側、国道 19 号沿いの 22ha		
	島内駅周辺	島内駅を中心とし、長野自動車道と奈良井川に挟まれる 42ha	島内駅周辺エリア	島内駅～島高松駅周辺及び旧国道 147 号沿線の 106ha
	波田駅周辺	波田駅を中心とし、上高地線沿いの 56ha	波田駅周辺エリア	波田地域の市街化区域内の 153ha
地域 拠点	寿台・松原周辺	寿台東口バス停を中心とし、公共施設がまとまって立地する 29ha	寿台・松原周辺エリア	寿台・松原の市街化区域の内の 135ha
	都市機能誘導区域面積合計 783ha は、市街化区域面積 4,008ha の 19.5% 居住誘導区域面積合計 1,984ha は、市街化区域面積 4,008ha の 49.5%			

■ 誘導施設の設定

- 都市活動や生活を支える高次な施設を拠点へ維持・誘導
- 暮らしに身近な施設は、地域の特性に応じた立地の支援を検討
- 地域づくりの基盤施設は特定の拠点へ誘導せず、地域に根差して配置



5 誘導を進めるための取組み

■ 誘導施策

- 主に都市機能誘導区域で実施する施策
 - 都市計画や既存制度等の見直し、空き家・空き地等の低未利用土地権利設定等促進計画制度の活用など
- 主に居住誘導区域で実施する施策
 - 公有地や公共施設の活用、既存制度等の見直し、空き家・空き地等の低未利用土地権利設定等促進計画制度の活用、金融支援等の検討など
- 交通施策等と連携する取組み
 - 駐車場配置の適正化、歩行空間等の充実、将来道路網の構築など
- 公共交通網の維持・強化
 - 地域公共交通網形成計画との連携など

■ 届出制度

- 都市機能誘導区域
 - 区域外で誘導施設を有する建築物の建築等を行う場合や、区域内で誘導施設を休止又は廃止する場合の届出義務
- 居住誘導区域
 - 区域外で一定規模以上の建築等を行う場合の届出義務（1,000m²以上の開発行為や3戸以上の新築など）

6 計画の推進に向けて

■ 目標値と効果指標

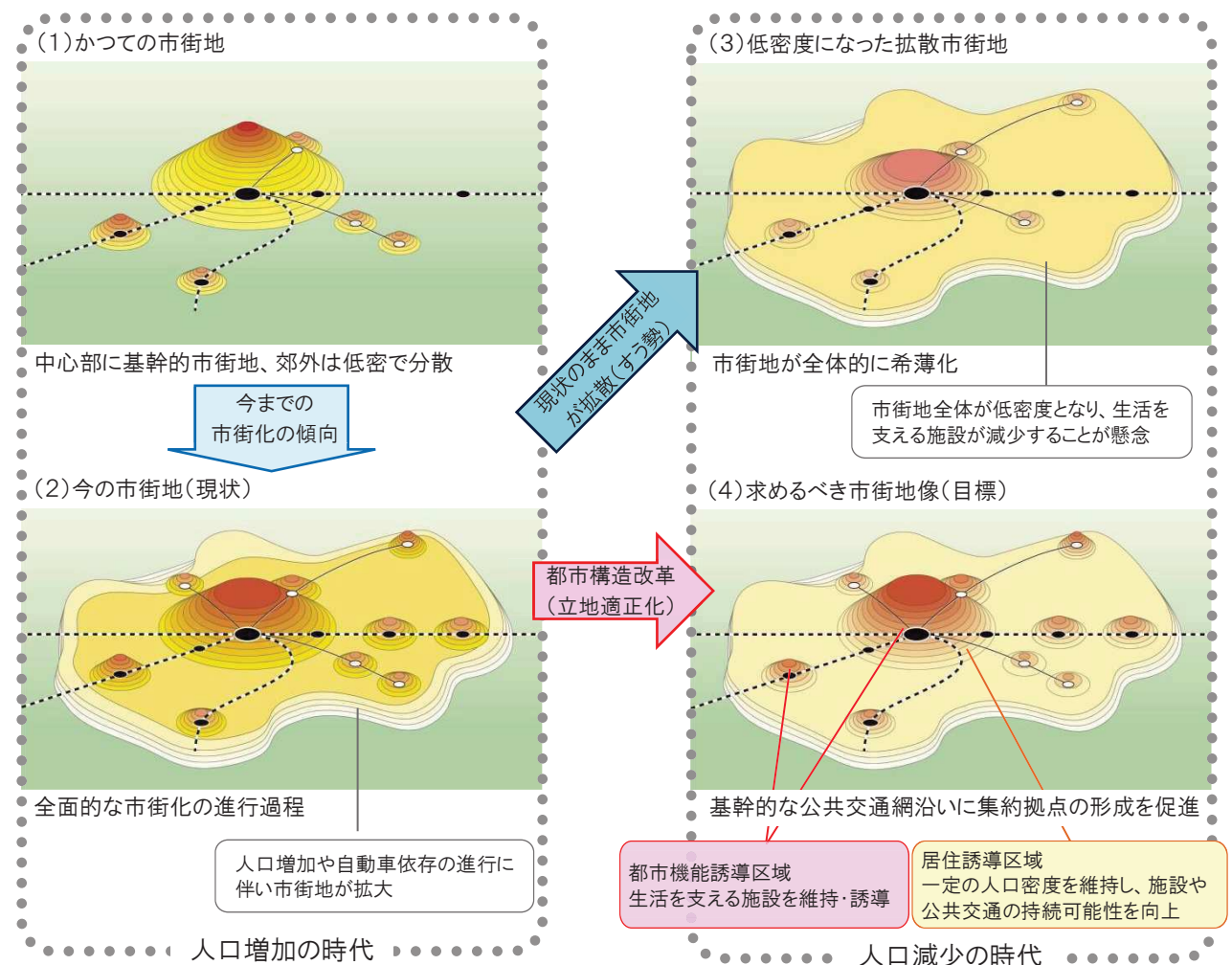
計画の進捗を評価するための目標値を定めます。

計画の目標		現状:H27	(すう勢値:H47)	目標
都市機能誘導				
誘導施設が増加した区域数		—	—	全8区域
居住誘導				
人口密度	居住誘導区域全体	45.6 人/ha	(41.3 人/ha)	45.6 人/ha
	中心市街地・信大	47.3 人/ha	(42.1 人/ha)	47.3 人/ha
	南松本	41.4 人/ha	(38.7 人/ha)	40.0 人/ha
	村井・平田	41.7 人/ha	(38.4 人/ha)	40.0 人/ha
	島内	47.1 人/ha	(47.8 人/ha)	47.1 人/ha
	波田	31.5 人/ha	(29.6 人/ha)	35.0 人/ha
	寿台・松原	59.1 人/ha	(50.9 人/ha)	59.1 人/ha
	居住誘導区域外	35.6 人/ha	(33.5 人/ha)	現状程度を維持

備考 H47 すう勢が 40 人/ha 以上の場合:H27 人口密度を維持する(現況の人口密度を維持)。

H47 すう勢が 40 人/ha 未満の場合:40 人/ha を目標とする。

ただし、波田地区は現状の人口密度が低いため、35 人/ha を目標とする。



立地適正化の効果を把握するための効果指標を定めます。

効果指標	現状	目標
地域で行われている活動やボランティア活動に参加している市民の割合	31.6%	35.0%
高齢者のための環境やサービスが充実していると思う市民の割合	56.7%	61.2%
中心業務ゾーンにおける事業所数	1,814事業所	現状維持
公共交通利用者数	約23,500人/日	約27,300人/日
まちなか歩行者数	約33,700人/9h	約45,000人/9h

※立地適正化による効果は、関連する計画に位置付けられた目標・指標を活用し、「まちづくりの方針」ごとに把握します。上記の効果指標に加えて「参考とする指標」を設定し、概ね5年ごとに評価し、関連計画との整合を図りながら、立地適正化の効果や指標の妥当性を検証します。

■ 計画の評価と見直し

住民移動や商業・医療施設等の立地動向を分析し、目標の達成状況等を把握するとともに、より効果的な計画となるように、動的な計画として運用し、必要に応じた計画の見直しを行います（概ね5年のサイクル）。

7 本計画と連携して進める取組み

■ 「広域的な立地適正化の方針」の作成

- 隣接自治体と連携した「広域的な立地適正化の方針」の作成
- 上位計画との調整・整合や県との連携

■ 公共交通ネットワークの広域連携

- 隣接自治体と連携した「公共交通を利用しやすい環境整備等」の検討
- 鉄道沿線の住民等を対象としたエコ通勤推進などのソフト施策の推進
- 公共交通ネットワーク維持・強化に向けた広域的な連携

■ 上位計画と整合した適切な機能誘導

- 関連分野の上位計画との整合、関係機関や隣接自治体との調整・連携
- 庁内関係課との綿密な連携

■ 市街化区域外における施策

- 区域区分制度の維持と土地利用制度の適正な運用
- 「35地区を基盤とする地域づくり」との連携

美しく生きる。



健康寿命延伸都市・松本

松本市立地適正化計画概要版
平成 29 年3月策定
(平成 31 年3月一部改定)
松本市建設部都市政策課
〒390-8620
長野県松本市丸の内3番7号
電話 0263-34-3000(代表)



8. 防災指針の検討について

8-1. 居住誘導区域等における災害リスクの分析と防災・減災まちづくりに向けた課題の抽出 2) 災害リスクの高い地域等の抽出⑥：組み合わせる情報と分析の視点(1)

■ 外力規模や災害種別ごとのハザード情報と都市の情報を重ね合わせることによって、下記のような災害リスクの分析を行うことが考えられます。

組み合わせる情報（ハザード情報）

94	浸水深 (洪水、雨水出水（内水）、高潮、津波)	浸水深 浸水到達時間 (浸水深変化)
	浸水到達時間 浸水開始時間（津波）	
	浸水継続時間 (洪水、雨水出水（内水）、高潮)	
	家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）	
	家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）	
	過去の浸水実績	
	土砂災害警戒区域	

組み合わせる情報（都市の情報）

建物分布	建物階数、建築物の高さ
避難施設分布	
都市機能（特に病院・福祉施設等）	都市機能（特に病院・福祉施設等）
道路網（アンダーパス）	EV設置状況
インフラ（上・下水、排水機場等）	
建物分布	
都市機能（特に病院・福祉施設等）	
道路網	
高齢者分布	
人口分布	避難所分布
人口分布	避難所分布（備蓄量含む）
都市機能（特に病院・福祉施設等）	
インフラ（上・下水、排水機場等）	
建物分布	
木造建築物分布	
建物分布	
道路網（アンダーパス）	
道路網	

分析の視点	
垂直避難で対応できるか	例1
避難施設が活用できるか	
施設が継続利用できるか	
要配慮者の垂直避難ができるか	
避難路として活用可能か	
浸水による機能停止がないか	
急激な浸水深変化の恐れがないか	例2
急激な浸水深変化の恐れがないか	例3
継続的に避難路として活用可能か	
早期避難に困難があるか	
早期の避難必要か	
避難場所の備蓄が足りるか	
要配慮者・病人の生命維持に危険がないか	
長期に使用不可のエリアがないか	
家屋倒壊の危険性がないか	
家屋倒壊の危険性がないか	
頻繁に浸水する家屋がないか	
早期に不通になる避難路がないか	例4
道路寸断、集落孤立がないか	
複合災害のおそれがないか	147